

# 第208期 定時株主総会招集ご通知

## 日 時

2019年6月26日（水曜日）午前10時  
（受付開始時刻 午前9時）

## 場 所

静岡県沼津市大手町1丁目1番4号  
プラサ ヴェルデ 1階  
コンベンションホールA

## 目次

---

第208期定時株主総会招集ご通知……………	1
インターネット等による議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類……………	5
第1号議案	
定款一部変更の件……………	5
第2号議案	
取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件	13
第3号議案	
監査等委員である取締役3名選任の件	18
第4号議案	
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件	22
第5号議案	
監査等委員である取締役の報酬額決定の件	23
第208期事業報告……………	29
連結計算書類……………	67
計算書類……………	70
監査報告書……………	73

証券コード：8358

2019年6月11日

株主各位

静岡県沼津市通横町23番地



スルガ銀行株式会社

取締役社長 有國 三知男

## 第208期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第208期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えないときは、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月25日（火曜日）営業時間の終了時（午後5時）までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

## 【郵送による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

## 【インターネット等による議決権行使】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.e-sokai.jp>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、3頁から4頁までの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の期限までに行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時  
（受付開始時刻 午前9時）
2. 場 所 静岡県沼津市大手町1丁目1番4号  
プラサ ヴェルデ 1階 コンベンションホールA

### 3. 株主総会の目的事項

- 報告事項** (1) 第208期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容  
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第208期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件
- 第5号議案** 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

### 4. 招集にあたってのご案内

- (1) 書面による議決権の行使の際に議案に対する賛否の表示をされないときは、当社は議案に対し賛成の意思表示をされたものとして取扱いさせていただきます。
- (2) 書面による議決権の行使が重複してなされたときは、当社は最後に当社に到達したものを有効な議決権行使として取扱いさせていただきます。
- (3) 書面による議決権行使書とインターネット等による方法と重複して議決権を行使されたときは、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取扱いさせていただきます、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使されたときは、最後に行なわれたものを有効な議決権行使として取扱いさせていただきます。
- (4) 議決権の不統一行使をされるときは、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行なう旨およびその理由を書面により当社にご通知いただくことが必要となります。

以上

**なお、事業報告、連結計算書類、計算書類および連結計算書類監査報告書謄本、ならびに監査報告書謄本は、「添付書類」のとおりであります。**

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「当社の新株予約権等に関する事項」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.surugabank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎本株主総会参考書類、事業報告ならびに連結計算書類および計算書類の内容とすべき事項について修正が生じたときには、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.surugabank.co.jp/>) に掲載させていただきますのでご了承願います。

◎代理人による議決権の行使が認められるのは、当社定款第18条により、議決権を有する他の株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。代理人による議決権の行使のためには、代理権を証明する書面のご提出が必要です。

### 当日ご出席される株主さまへ

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎会場内でのカメラやスマートフォン、携帯電話等による撮影・録音はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。また、スマートフォン、携帯電話等による通信・通話もご遠慮願います。
- ◎ご出席の株主さまへのお土産は、一昨年度から廃止しております。

## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使されるときは、以下の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する**議決権行使ウェブサイト** (<https://www.e-sokai.jp>) をご利用いただくことによるのみ可能です。

なお、議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話端末（スマートフォン等）を用いるときを除き、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、**議決権行使期限まで**に行使していただきますようお願い申し上げます。

パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認する手段です。

本総会終了時まで暗証番号と同様に大切に保管願います。

なお、議決権行使コードならびにパスワードのご照会にはお答えできませんのでご了承ください。



### 議決権行使ウェブサイトへのアクセス手順

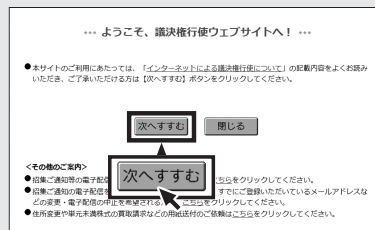
#### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

##### 議決権行使ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>

\* 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料ならびに通信用事業者への通信料金（電話料金等）が必要となるときがありますが、これらの料金は株主さまのご負担となります。

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、インターネットによる議決権行使についてをお読みいただき、「次へすすむ」をクリック



#### 機関投資家の皆さまへ

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれたときには、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- パソコンからインターネットにアクセスできること。
- インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft Internet Explorer ver.5.01SP2以降を使用できること。
- ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会招集ご通知・株主総会参考書類をご覧になるときは、Adobe Acrobat Reader Ver.4.0以降またはAdobe Reader ver.6.0以降を使用できること。

\* MicrosoftならびにInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの米国ならびにその他の国における登録商標または商標です。  
\* Adobe Acrobat ReaderならびにAdobe Readerは、Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国ならびにその他の国における登録商標または商標です。

議決権行使期限

2019年6月25日（火曜日）午後5時送信分まで

## 2 ログイン

議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

## 3 パスワードの入力

議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降、画面の案内にしたがって  
賛否をご入力願います。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

- 株主名簿管理人：日本証券代行株式会社 代理人部
- ウェブサポート専用ダイヤル：0120-707-743（フリーダイヤル）
- 受付時間：9：00～21：00 受付（土曜・日曜・祝日も含む）

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行なうものであります。
- (2) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行ない、期待される役割を十分に発揮することができるようにすることを目的として、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で取締役の責任を免除することができる旨、および業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、変更案第29条（取締役の責任免除）を新設するものであります。なお、同条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の変更に伴う字句の修正等所要の変更を行なうものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります（下線部分が変更箇所）。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>機関 第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>公告方法 第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株式</b></p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p>第12条～第14条 (条文省略)</p> <p>招集権者および議長 第15条 (1) 株主総会は、<u>取締役会長</u>または<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 (2) <u>取締役会長</u>または<u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第16条～第18条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>機関 第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>公告方法 第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株式</b></p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p>第12条～第14条 (現行どおり)</p> <p>招集権者および議長 第15条 (1) 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し議長となる。 (2) <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第16条～第18条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役および取締役会</b></p> <p>員数 第19条 当銀行の取締役は、12名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>選任方法 第20条 (1) 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>任期 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役および取締役会</b></p> <p>員数 第19条 (1) <u>当銀行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、12名以内とする。</p> <p>(2) <u>当銀行の監査等委員である取締役は、3名以上5名以内とする。</u></p> <p>選任方法 第20条 (1) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において</u>選任する。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>任期 第21条 (1) <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>代表取締役および役付取締役 第22条</p> <p>(1) 取締役会は、その決議によって<u>代表取締役</u>を選定する。</p> <p>(2) 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役若干名、常務取締役若干名</u>を定めることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(3) <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(4) <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>代表取締役および役付取締役 第22条</p> <p>(1) 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名</u>を選定する。</p> <p>(2) 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長1名、取締役副社長1名、専務取締役若干名、常務取締役若干名</u>を定めることができる。</p> <p>(3) <u>取締役社長は、会社を代表する。</u></p> <p>(4) <u>取締役会は、取締役社長のほか、その決議によって、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。</u></p>
<p>取締役会の招集権者および議長 第23条</p> <p>(1) 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(2) <u>取締役会長または取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の<u>取締役</u>が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>取締役会の招集権者および議長 第23条</p> <p>(1) 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会が定めた社外取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(2) <u>前項の社外取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の<u>社外取締役</u>が取締役会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>取締役会の招集通知 第24条</p> <p>(1) 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>報酬等 第27条</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>取締役会の招集通知 第24条</p> <p>(1) 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p><u>重要な業務執行の決定の委任</u> 第26条</p> <p><u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>報酬等 第28条</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査役および監査役会</b></p> <p>員数 第28条 当銀行の監査役は、5名以内とする。</p> <p>選任方法 第29条 (1) 監査役は、株主総会において選任する。 (2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>任期 第30条 (1) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>取締役の責任免除 第29条</p> <p>(1) 当銀行は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(2) 当銀行は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(2) <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p>常勤の監査役</p>	(削除)
<p>第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p>監査役会の招集通知</p>	(削除)
<p>第32条 (1) <u>監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> (2) <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p>監査役会規程</p>	(削除)
<p>第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
<p>報酬等</p>	(削除)
<p>第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><b>第6章 計算</b></p> <p>第<u>35</u>条～第<u>38</u>条 (条文省略)</p>	<p><b>第5章 監査等委員会</b></p> <p>監査等委員会の招集通知</p> <p>第<u>30</u>条</p> <p>(1) 監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 監査等委員全員の同意があるときは、招集の<u>手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>監査等委員会規程</p> <p>第<u>31</u>条</p> <p>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p><b>第6章 計算</b></p> <p>第<u>32</u>条～第<u>35</u>条 (現行どおり)</p>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

現在の取締役6名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、一層のコーポレート・ガバナンスの高度化・進化を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	候補者属性	取締役会への出席状況
1	あり くに みち お 有 國 三知男	代表取締役社長	再任	29/29回 (100%)
2	さ が こう すけ 嵯 峨 行 介	-	新任	-/一回
3	つつみ とも あき 堤 智 亮	上席執行役員 審査本部長	新任	-/一回
4	まつ だ ぎよ と 松 田 清 人	-	新任 社外 独立	-/一回

## 取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	<small>あり くに みち お</small> <b>有 國 三知男</b> (1966年5月22日生) 再任	1989年4月 当社入社 2002年4月 沼津セントラル支店長 2007年7月 営業本部パーソナルバンク副部長 2009年4月 営業本部ライフサポート室部長 2011年4月 経営企画部コンプライアンス部長 2012年6月 経営企画部キャスティング部長 2016年6月 取締役監査部管掌 2017年4月 取締役システム部管掌 2018年4月 取締役システム部兼業務部管掌 2018年6月 取締役融資管理部管掌 2018年9月 代表取締役社長（現職） 現在に至る	2,000株
<p><b>取締役候補者とした理由</b></p> <p>取締役融資管理部管掌として、また、2018年9月からは、代表取締役社長として、顕在化したシェアハウス問題に対して、コンプライアンスの徹底とお客さま本位の業務運営の実現、健全な組織風土・企業文化の構築に向けて、誠実かつ適切に業務を果たしているほか、自社の強みを強化・補完できる業務提携を進めるなど強い推進力を有しており、今後も当社の企業価値の向上に資するところが大きいと判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
2	<p>さがこうすけ 嵯峨行介 (1964年7月2日生)</p> <p>新任</p>	<p>1987年4月 株式会社リクルートコスモス（現 株式会社コスモスイニシア）入社</p> <p>2006年6月 同社取締役（経理財務担当）</p> <p>2010年11月 株式会社エムケーキャピタルマネージメント（現 株式会社イデラキャピタルマネージメント）取締役兼常務執行役員</p> <p>2012年9月 同社取締役副社長</p> <p>2012年11月 同社代表取締役社長</p> <p>2016年3月 S Gホールディングス株式会社経営基盤強化担当理事</p> <p>2018年6月 同社取締役経営企画担当 現在に至る</p>	0株
<p><b>取締役候補者とした理由</b></p> <p>嵯峨行介氏は、企業財務についての幅広い知見を有しており、直近ではS Gホールディングス株式会社の取締役の職責を果たしております。当社は業務改善計画の実行中であり、経営人材を社外から招聘し、社内取締役としてその経営の中核に参画することが、当社の企業風土や企業文化を改革していくうえで非常に重要であると考えており、当社のコンプライアンス体制再構築および経営管理態勢の強化にも大きく資するものと判断し、取締役候補者としたしました。</p>			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	<p>つつみ とも あき 堤 智 亮 (1966年11月23日生)</p> <p>新任</p>	<p>1990年4月 当社入社 2010年4月 経営企画部統合リスク管理部長 2013年4月 伊東支店長 2014年4月 経営管理部統合リスク部長 2017年4月 執行役員 審査部長 2018年12月 上席執行役員 審査本部長 (現職) 現在に至る</p>	3,343株
<p><b>取締役候補者とした理由</b> 2017年4月の審査部長就任後は、顕在化したシェアハウス問題に対して、状況把握、対応方法の検討等、事態の収束に向けて、誠実かつ適切に職務を果たしております。今後も継続して信用リスク管理態勢の改革にあたらせることが当社経営に資すると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

(注) 1 堤智亮氏の所有する当社の株式数は、2019年3月末日現在のスルガ銀行社員持株会を通じての保有分であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
4	<p style="text-align: center;">まつ だ きよ と 松 田 清 人 (1952年9月6日生)</p> <p style="text-align: center;">[新任] [社外] [独立]</p>	<p>1975年4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行</p> <p>2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行）執行役員</p> <p>2004年4月 同行常務執行役員</p> <p>2007年4月 みずほ証券株式会社取締役副社長</p> <p>2008年4月 ユニゾン・キャピタル株式会社パートナー</p> <p>2010年3月 株式会社三陽商会社外取締役（現職）</p> <p>2012年6月 トパーズ・キャピタル株式会社取締役</p> <p>2017年6月 SCSK株式会社社外取締役（現職）</p> <p>2018年3月 株式会社ホットリンク社外取締役（現職）</p> <p>2018年4月 トパーズ・キャピタル株式会社取締役会長（現職）</p> <p>現在に至る</p>	0株
<p><b>社外取締役候補者とした理由</b></p> <p>金融業界での長年の経験を有し、銀行に対する法規制や経営管理について十分な知見を持ち、上場企業での社外取締役としての経験も豊富にあります。当社では業務改善計画に沿ったガバナンス態勢の再構築において、銀行経験のある経営人材が、当社の経営に参画することは重要な要素と考えております。この観点から、松田清人氏を社外取締役として招聘することは、当社の経営管理態勢の強化に資するものと判断し、社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1 松田清人氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 松田清人氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、また、当社の社外役員の独立性判断基準を満たす社外取締役候補者です。松田清人氏は株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であり、当社は同取引所に対し、独立役員として届け出ております。当社は、SCSK株式会社および株式会社ホットリンクとシステムに関する業務委託契約等があります。2019年3月期における取引額は、当該企業双方の年間連結売上高の1%以下および、当社の経常収益の1%以下であり、独立性に影響を与える恐れはありません。
- 3 第1号議案「定款一部変更の件」ならびに松田清人氏の選任議案が原案どおり承認された場合には、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	候補者属性	取締役会への出席状況
1	の げ 野 下 え み	社外監査役	新任 社外 独立	24/25回 (96%)
2	なめ かた よう いち 行 方 洋 一	社外監査役	新任 社外 独立	24/25回 (96%)
3	おお の てつ や 大 野 徹 也	—	新任 社外	—/一回

## 監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役 候 補 者

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">の け 野 下 え み (1970年1月17日生)</p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div>	<p>1993年 4月 司法修習生 (第47期)</p> <p>1995年 4月 検察官任官</p> <p>2006年 3月 弁護士登録</p> <p>2006年 3月 ふじ合同法律事務所入所 (現職)</p> <p>2012年 4月 東京労働局東京紛争調整委員 (現職)</p> <p>2017年 4月 東京簡易裁判所調停委員 (現職)</p> <p>2018年 6月 当社社外監査役 (現職)</p> <p>現在に至る</p>	0株
<p><b>社外取締役候補者とした理由</b></p> <p>東京地検、東京法務局訟務部付検事、法務省大臣官房秘書課付検事を歴任し、検察官としての豊富な経験や実績を持ち、その分野に専門的な知見があることから、監査等委員として業務執行の監督を行なうことが当社のガバナンス強化に資するものと考えております。</p> <p>また、昨年の取締役等責任調査委員会の委員として旧経営陣の責任調査を行ない、それに関連する訴訟が係属していることを踏まえ、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 候補者野下えみ氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、また、当社の社外役員の独立性判断基準を満たす社外取締役候補者です。野下えみ氏は株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であり、当社は同取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、当社は、野下えみ氏との取引はありません。
- 3 第1号議案「定款一部変更の件」ならびに野下えみ氏の選任が原案どおり承認された場合には、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
2	なめ かた よう いち 行 方 洋 一 (1969年3月21日生) 新任 社外 独立	1996年4月 弁護士登録 1999年8月 メリルリンチ日本証券株式会社入社 2003年5月 金融庁入庁 2008年1月 東京青山・青木・狛法律事務所入所 2009年8月 ブレークモア法律事務所入所 2013年8月 行方国際法律事務所 代表弁護士（現職） 2018年6月 当社社外監査役（現職） 2019年3月 L I N E 株式会社社外監査役（現職） 現在に至る	0株
<p><b>社外取締役候補者とした理由</b></p> <p>外資系証券会社の社内弁護士として、長年金融分野を中心としたコンプライアンス、内部統制、ガバナンスに関する業務に従事し、その分野に専門的な知見があることから、監査等委員として業務執行の監督を行なうことが当社のガバナンス強化に資するものと考えております。</p> <p>また、昨年の取締役等責任調査委員会の委員として旧経営陣の責任調査を行ない、それに関連する訴訟が係属していることを踏まえ、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。</p>			

- (注) 1 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 候補者行方洋一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、また、当社の社外役員の独立性判断基準を満たす社外取締役候補者です。行方洋一氏は株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であり、当社は同取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、当社は、行方洋一氏が所属する行方国際法律事務所に全社員研修の講師を依頼しました。2019年3月期取引額は5百万円以下であり、独立性に影響を与える恐れはありません。
- 3 第1号議案「定款一部変更の件」ならびに行方洋一氏の選任が原案どおり承認された場合には、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	<p>おおのてつや 大野 徹也 (1975年9月8日生)</p> <p>新任 社外</p>	<p>1998年10月 司法試験合格</p> <p>2000年4月 最高裁判所司法研修所入所 (第54期)</p> <p>2001年10月 同修了、弁護士登録 (東京弁護士会)、名川・岡村法律事務所入所</p> <p>2007年4月 アメリカンファミリーライフアシアランスカンパニーオブコロンバス (現アフラック生命保険株式会社) 入社・社内弁護士</p> <p>2012年6月 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会事務局次長 (現職)</p> <p>2013年1月 プロアクト法律事務所入所 (現職)</p> <p>2013年4月 東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会副委員長 (2016年度除く) (現職)</p> <p>2017年10月 公認不正検査士 (CFE) 資格認定</p> <p>2018年7月 公認AMLスペシャリスト (CAMS) 資格認定</p> <p>2018年11月 当社コンプライアンス体制再構築委員会委員 (現職)</p> <p>現在に至る</p>	0株
<p><b>社外取締役候補者とした理由</b></p> <p>当社は、業務改善計画に沿ってコンプライアンス体制を抜本的に見直し再構築することを目的として、2018年11月27日コンプライアンス体制再構築委員会 (以下、再構築委員会という。) を設置し、大野徹也氏は再構築委員会の委員として、専門的な知見によりコンプライアンス領域のみならず、当社の内部統制全般について指導しております。また、大野徹也氏は企業内弁護士としての経験もあり、リスク管理についての十分な知見と経験を有しております。社外取締役として招聘することで、より強力に当社のコンプライアンス体制及び経営管理態勢の改善に大きく資すると考え、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1 候補者大野徹也氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 2 当社は、大野徹也氏が所属するプロアクト法律事務所と業務委託契約を締結しております。2019年3月期において、コンプライアンス体制再構築委員会の活動やAML・CFT体制構築のため、21百万円の取引がありました。東京証券取引所に独立役員として届出を行なう予定はありませんが、当社が委託した業務内容は、独立かつ客観的な立場でのコンプライアンス体制の再構築等であり、当社と大野徹也氏は利益相反が生じる関係にはありません。
- 3 第1号議案「定款一部変更の件」ならびに大野徹也氏の選任が原案どおり承認された場合には、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2016年6月23日開催の第205期定時株主総会において、年額600百万円以内（うち社外取締役分は40百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額300百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

社外取締役分の報酬額は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、社外取締役の期待される役割が大きくなることに加え、社外取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うため、50百万円以内と増額させていただきたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役4名）であります。第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、今後の人材確保および、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以 上



#### (ご参考) コーポレート・ガバナンスに関する基本方針について

当社は、2018年10月5日付業務改善命令に基づき、11月30日、金融庁に業務改善計画を提出いたしました。本業務改善計画を着実に遂行し、内部統制にかかる基本方針の実効性を確保することで、ガバナンス態勢を建て直すとともに、コンプライアンスの徹底、およびお客さま本位の業務運営を実現し、健全な組織風土・企業文化を築いてまいります。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針は以下のとおりです。

1. 株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行なうとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行なうよう努めます。また、すべての株主に対してその有する株式に応じて平等に扱うよう努めます。
2. 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、お客さま、社員および地域社会をはじめとする様々なステークホルダーを尊重し、適切な協働に努めます。  
取締役会は、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努めます。
3. 「限りなく透明性と納得性を高める経営」を経営方針の一つとして掲げ、財務情報のみならず、非財務情報についても、銀行法をはじめとする諸法令等に基づき適時・適切に開示を行ないます。また、法令に基づく開示以外の情報についても積極的な情報提供に努めます。  
取締役会は、非財務情報を含む情報について、正確で分かりやすく、有用性の高いものとなるよう努めます。
4. 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、当社が相当と認める範囲ならびに方法で株主との間で建設的な対話を行ないます。  
取締役・執行役員は、株主との対話を通じて、自らの経営方針を分かりやすく説明し、その理解を得る努力を行ない、株主を含むステークホルダーの立場に関してバランスのとれた理解と適切な対応に努めます。

### (ご参考) 社外役員の独立性に関する基準について

当社では、社外取締役が独立性を有すると判断するためには、次の要件にいずれも該当しないことが必要であると考えております。

1. 当社またはその関連会社の業務執行取締役もしくは執行役員またはその他の使用人（以下、「業務執行者」という。）、または、その就任前10年間において当社またはその関連会社の業務執行者であった者。
2. 当社の総議決権の10%以上の議決権を保有する株主またはその業務執行者である者。
3. 当社またはその関連会社と重要な取引関係等がある会社またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者である者。

※重要な取引関係等は、以下のいずれかに該当する取引等をいう。

- (1) 直近の事業年度における、当社の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上である取引等
- (2) 当社またはその関連会社の融資残高が取引先の事業報告に記載され、かつ他の調達手段で短期的に代替困難と判断される場合

※重要な子会社とは、事業報告の「重要な親会社及び子会社の状況」（会社法施行規則第120条第1項第7号）等の項目またはその他一般に公表する資料において「重要な子会社」として記載されているか否かによって判断する。

4. 当社またはその関連会社の弁護士やコンサルタント等として、当社役員報酬以外に過去3年平均にて1,000万円以上の報酬その他財産上の利益を受け取っている者。  
またはそれが法人・団体等である場合、当該法人・団体の連結売上高の2%以上を当社またはその関連会社から受け取りが占める法人・団体等の業務執行者である者。
5. 当社・連結子会社等の会計監査人または当該会計監査人の社員等である者。
6. 当社・連結子会社等から過去3年平均にて年間1,000万円または当該法人・団体等の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付等を受けている法人・団体等の業務執行者である者。
7. 上記2から6について、過去5年間において該当する場合。
8. 配偶者または2親等以内の親族が上記1から6までのいずれかに該当する者。
9. 当社またはその関連会社から取締役を受け入れている会社またはその親会社もしくはその子会社等の業務執行者である者。
10. その他、当社の一般株主全体との間で上記1から9までで考慮されている事由以外の事情で、恒常的に実質的な利益相反が生じる恐れがある者。

### (ご参考) 役員候補者の指名の方針・手続きについて

当社は、経営陣幹部および取締役・監査役の条件として、法定の要件を備え業務に精通し、コンプライアンスの徹底とお客さま本位の業務運営を実現し、健全な組織風土・企業文化を築いていくために、リーダーシップをとって経営にあたれることや、人として誠実かつ思いやりを備えていること、経営者としてふさわしい人間性や品格、健全な社会観・企業観・人間観を備えていること等としています。

取締役・監査役候補者の指名を行うにあたっては、事実上の指名・報酬委員会である企業文化・ガバナンス改革委員会の勧告を受け、これを尊重し、取締役会において取締役・監査役候補者を指名し、監査役候補者については監査役会の同意を経て、株主総会の決議によって選任しています。

経営陣幹部についても同様に、事実上の指名・報酬委員会である企業文化・ガバナンス改革委員会の勧告を受け、これを尊重し、定時株主総会後の取締役会において審議し、選任しています。

なお、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますが、監査等委員である取締役候補者の指名についても、監査役候補者の指名と同様の方針・手続きとしています。

**(ご参考)****■ 政策保有に関する方針**

- ・当社は、取引先との十分な対話を経たうえで、政策投資目的で保有する株式（以下「政策保有株式」といいます）の残高削減を方針とします。
- ・当社は、取引先との安定的・中長期的な取引関係の構築、業務提携、アライアンスビジネス展開の円滑および強化等の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に、政策保有株式を保有します。
- ・取締役会は、すべての政策保有株式について、保有の意義、中長期的な経済合理性や将来の見通しについて検証し、保有の適否を判断します。

**■ 個別株式の保有適否に関する検証**

- ・当社は、すべての政策保有株式について、個別に中長期的な視点からの成長性・収益性、取引関係強化等の定性的な必要性および資本コスト等の定量的な指標に基づく経済合理性（リスク・リターン）を、取締役会等で検証してまいります。

**■ 政策保有株式に係る議決権行使基準**

- ・当社は、政策保有株式の議決権行使にあたり、発行企業の経営方針、ガバナンス、業容などを勘案したうえで、当社にとっての中長期的な経済合理性の観点を踏まえ、総合的に賛否を判断します。なお、当社は議決権の行使にあたり、企業価値の大きな毀損につながるものが想定される議案や、特別な注意を要するときは、必要に応じて個別に発行会社との対話等を行ない、賛否を判断しています。

(ご参考)

**【ダイバーシティ（女性の活躍などの多様化）への対応について】**

女性の活躍推進

- (1) 管理職への積極採用（女性部店長23名）
- (2) 女性社員の長期的なキャリア形成支援（社内・社外研修への参加者増加）
- (3) A S・パートタイマーに対し、正規雇用への転換試験を実施しキャリアアップを支援
- (4) 社内報等を活用し多様なロールモデルやキャリア形成に関する情報を発信

<女性活躍推進行動計画>

項目	内容
計画期間	2018年4月1日～2020年3月31日
目標数値	役職者に占める女性社員比率30%以上
取組内容	(1) 女性社員の長期キャリア形成を支援する取組み (2) 女性社員の管理職育成を目的とした取組み

<行動計画実施状況>

目標数値	2019年3月時点（2018年3月時点）
役職者に占める女性社員比率30%以上	30.8%（29.9%）

<参考指標>

項目	当社数値	( ) 内昨年度	基準等 ※2
(1) 管理職に占める女性比率 ※1	16.3%	(15.9%)	20%以上
(2) 男女の平均勤続年数の差異 ※1	96.3%	(96.8%)	70%
(3) 採用者に占める女性の割合 ※1	22.6%	(17.6%)	20%以上
(4) 正規雇用への転換数（2018年度）	21名	(20名)	

※1：女性活躍推進法において公表が義務付けられている基礎項目

※2：厚生労働省の一般事業主行動計画策定時における目安

**【スルガ版 働き方改革の実績と方向性】**

1. 社員のワークライフバランス実現と環境に配慮した経営の実現に向けて
  - (1) 結婚や配偶者の転勤、介護に伴う勤務地変更希望者への対応
  - (2) 産休育休制度の拡充（短時間勤務等の活用により育児期間の柔軟な働き方の実現）
2. 適正な労働時間管理により社員の働き方の改善、社員の心身の健康維持に向けて
  - (1) パソコン使用時間の制限（システム管理）
  - (2) 時差出勤制度の利用促進
  - (3) 業務革新における業務の効率化推進
  - (4) 年8回のライトダウン、年2回の定時退社週間の実施と年4回の部署別ライトダウンを新設

(定時株主総会招集ご通知添付書類)

## 第208期事業報告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

### 1 当社の現況に関する事項

当社は、2018年10月5日に金融庁から行政処分を受けました。株主の皆さまを始め、お客さま、その他のステークホルダーの皆さまに多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社は、2018年11月30日、金融庁に業務改善計画を提出し、以後、12月末時点を初回として3ヶ月毎に、業務改善計画の進捗状況を金融庁に報告しております。

業務改善計画の着実な遂行を通して、コンプライアンスの徹底とお客さま本位の業務運営を実現し、健全な組織風土・企業文化を築いてまいります。

今回の件を厳粛に受け止め、ご叱責を肝に銘じ、全社員一丸となり、信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解の程お願い申し上げます。

#### (1) 企業集団の事業の経過および成果等

##### 【企業集団の主要な事業内容】

当社グループは、当社および連結子会社9社ならびに持分法適用関連会社1社で構成され、銀行業務を中心に、貸金業務、保証業務、リース業務などの金融サービスに係る事業のほか、事務処理代行業務等を行っております。

当社グループの事業に係る位置づけは次のとおりであります。

(銀行)

当社においては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、証券・投資信託・保険の窓口販売等を行ない、これらの業務の取引増進に積極的に取り組んでおり、中心業務と位置づけております。

(その他)

連結子会社における主な業務は、スルガスタッフサービス株式会社の人材派遣業務、ダイレクトワン株式会社の貸金業務・保証業務、ライフナビパートナーズ株式会社の保険募集業務、SDP株式会社の保証業務、株式会社エイ・ピー・アイの印刷業務、スルガカード株式会社のクレジットカード業務、スルガ・キャピタル株式会社のリース業務・保証業務、スルガコンピューターサービス株式会社の事務処理代行業務・システム開発業務、中部債権回収株式会社の債権管理回収業務であります。持分法適用関連会社のSDPセンター株式会社においては、事務処理代行業務を行っております。

## 【金融経済環境】

当連結会計年度における日本経済は、堅調に推移する内需に支えられ、緩やかな回復の動きがみられました。夏場には豪雨や地震などの自然災害により一時的に輸出や個人消費が落ち込みましたが、過去最高水準とされる企業収益を背景とした賃金上昇や雇用環境の改善は持続しました。年末から期末にかけては世界景気の減速懸念が強まったことから製造業の景況感は悪化しましたが、家計所得の改善により、消費の持ち直し基調は続きました。

このような経済環境のもと、期初21,000円台であった日経平均株価は、好調な企業業績を背景に10月にかけて24,000円台まで上昇し、バブル期以来の高値を更新しました。その後はFRBの利上げ継続姿勢を嫌気した米株式市場の下落につられる形で、年末には19,000円台前半まで急落しました。年明け世界景気の減速が顕在化し、FRBが利上げに慎重な姿勢を示した後は、世界的に株価も持ち直し、日経平均株価も戻りが鈍いながらも21,000円台を回復し、期末にかけてボックス圏で推移しました。

外国為替市場は、期初1ドル106円台で始まりましたが、10月に米長期金利が一時3.2%まで上昇すると、日米金利差の拡大により円は一時114円台までドル高が進行しました。年末にかけて米国の政策金利の利上げ停止観測や政治リスクの高まりなどが意識されると、年始には一時104円台まで円高が進行しました。その後、期末には110円台となり、年度を通しては緩やかな円安ドル高基調が続きました。

本邦長期金利は、日銀のイールドカーブ・コントロール政策のもと、期初0.045%で始まり、その後もゼロ%付近で推移しました。7月に日銀金融政策決定会合において同政策の柔軟化が決定されると、10月には一時0.155%まで上昇しました。その後、世界景気の減速懸念が強まると低下基調が鮮明となり、2月以降はマイナス圏で推移し期末は-0.095%となりました。

## 【企業集団の事業の経過および成果】

このような金融経済情勢のなか、当連結会計年度における当社グループの事業の経過および成果は次のとおりとなりました。

**預 金** 当連結会計年度末残高は、前年度末比9,203億68百万円減少し、3兆1,596億4百万円となりました。また、預金残高の減少等により、個人預金を含めた個人預り資産残高は、前年度末比7,100億10百万円減少し、2兆6,352億72百万円となりました。

**貸 出 金** 個人ローン残高の減少により、全体では、前年度末比3,437億72百万円減少し、2兆9,043億87百万円となりました。

**有価証券** 当連結会計年度末の有価証券残高は、前年度末比16億49百万円増加し、1,331億86百万円となりました。



**損益** 経常収益は、貸出金利息の減少による資金運用収益の減少等により、前年度比16億43百万円減少し、1,396億35百万円となりました。経常費用は、シェアハウス関連融資等への貸倒引当金の増加等により、前年度比682億26百万円増加し、2,139億78百万円となりました。この結果、経常利益は前年度比848億67百万円減少し、743億42百万円の損失となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比1,041億34百万円減少し、971億46百万円の損失となりました。

今期の取組みといたしましては、自転車振興に関するパートナーシップ協定先である沼津市「サイクリストフレンドリーエリア創造プロジェクトチーム」と共同で、2018年9月に「自転車&船ぐるっとぬまいちクロスバイク体験サイクリングSupported by スルガ銀行」を、2019年2月に「沼津縦断クロスバイク体験サイクリング合宿 Supported by スルガ銀行」を開催いたしました。サイクルツーリズムによるまちづくりを推進する沼津市「サイクリストフレンドリーエリア創造プロジェクトチーム」とは、2016年からサイクリングイベントを共同開催しております。また、2018年11月には、「美しい伊豆創造センター」および「一般社団法人ルーツ・スポーツ・ジャパン」と、伊豆半島を一周するサイクリングイベント「伊豆半島1周サイクリング（伊豆いち）」を開催いたしました。今後も、地域の皆さまとともに、自転車振興を通して地方創生の取組みを行なってまいります。

新サービスにつきましては、2018年10月、新送金サービス「Money Tap（マネータップ）」の取扱いを開始いたしました。「Money Tap（マネータップ）」は、電子決済等代行業を営むSBI Ripple Asia株式会社が事務局を務める「内外為替一元化コンソーシアム」において、参加行と共同開発したスマートフォン向け送金アプリです。利用者間での安全、即時、快適な送金を実現し、口座から口座へ24時間365日いつでも直接入金することが可能です。送金先の指定につきましては、銀行口座番号の他に、携帯電話番号やQRコード（※）を用いた送金機能も持ち合わせており、指紋などの生体認証と組み合わせることにより、ユーザーエクスペリエンスとセキュリティの両立を図っております。※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

営業店舗につきましては、店舗移転などによるリニューアルオープンが3店舗、店舗の統合が1店舗となりました。リニューアルオープンにつきましては、2018年11月に「徳倉支店」、2019年2月に「裾野支店」をそれぞれ移転し、2018年12月に「横須賀武山支店」は、仮店舗から元の位置へ復帰いたしました。店舗の統廃合につきましては、2019年3月に「OCN支店」を「Dバンク支店」に統合いたしました。今後も、お客さまにより快適にご利用いただける店舗づくりを進めてまいります。

当期末の店舗数はインターネット支店の10店舗を含め131か店となっております。店舗外ATMにつきましては、当社の店舗外ATMのほか、「セブン銀行ATM」、「イーネットATM」、「タウンネットワークサービスATM」および「イオン銀行ATM」を含め、前年度末比93か所増加し、当年度末41,520か所となりました。



## 【企業集団の対処すべき課題】

株主の皆さまを始め、お客さま、その他のステークホルダーに多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

### 1. 行政処分および業務改善計画について

2018年10月5日に金融庁から業務の一部停止命令を含む業務改善命令を受けました。これを受け、2018年10月12日から2019年4月12日までの間、新規の投資用不動産融資および、自らの居住にあてる部分が建物全体の50%を下回る新規の住宅ローンを停止いたしました。

また、同改善命令に基づき、コンプライアンスの徹底とお客さま本位の業務運営を実現し、健全な組織風土・企業文化を築くため、2018年11月30日に金融庁へ業務改善計画を提出いたしました。同計画の概要は、以下のとおりです。

#### (1) 問題の背景と根本原因

創業家本位の企業風土が醸成され、短期的利益を追求するあまりガバナンスおよびコンプライアンスが機能不全に陥っていた根本原因を改善すべく、企業風土を抜本的に改め「お客さま本位の業務運営」を徹底してまいります。

#### (2) 今回の処分を踏まえた経営責任の明確化

外部弁護士および社外監査役により構成される取締役等責任調査委員会および、監査役責任調査委員会による調査の実施により、多くのお客さま、株主さまをはじめとする各ステークホルダーの皆さまに多大な影響を与えた今回の一連の事案の経営責任を明確にしたうえで、創業家および創業家以外の役員（取締役・執行役員）に対する損害賠償請求訴訟を提起いたしました。

#### (3) 当社再生のための意識改革とガバナンス改革

今後もリテール業務を核として、お客さまのニーズにお応えするビジネスモデルの構築に取り組んでまいります。その大前提となるコンプライアンスの徹底、お客さま本位の業務運営体制の確立に向けて、外部の資源も積極的に活用し、意識や態勢の改革を行ないます。

①ガバナンス態勢の再構築等

- ア. 企業文化・ガバナンス改革委員会の設置
- イ. 取締役会および監査役会の機能強化
- ウ. コンプライアンス体制再構築委員会（以下、再構築委員会という。）の設置等
- エ. 内部通報制度の再構築等
- オ. 目標設定・業績評価制度の見直し
- カ. 人事処分の実施
- キ. 金融庁からの不芳情報提供・報告指示等への対応

②当社社員が融資業務やコンプライアンスに関して銀行員として備えるべき知見を身につけ、健全な企業文化を醸成するため、全ての社員に対する研修の実施  
外部講師を活用し、全社員が一定期間通常業務から離れた上で、銀行員として備えるべき知見を基礎から身につけるための階層・グループ別の研修を実施し、健全な企業文化の醸成を図ります。

③投資用不動産融資の全件調査

不祥事の全容を解明して、問題点を認識し、全社に周知徹底を行ない、コンプライアンスに対する全社的な意識向上を図るため、業務停止期間中に投資用不動産融資の全件調査を行なっています。

(4) 反社会的勢力の排除に係る管理態勢、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与に係る管理態勢の確立

専門部署を設置し、外部専門家からの助言も得た上で、反社会的勢力の排除、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与に係る十分な管理態勢の整備を行なっています。

(5) 融資審査を含む信用リスク管理態勢および内部監査態勢の確立

第1線（営業）、第2線（審査・コンプライアンス）、第3線（内部監査）のスリーライン・ディフェンスの重要性を認識し、それぞれの機能を強化いたします。また、内部監査部を取締役会の直轄とし、独立性を確保いたしました。各部門が本来求められる機能を発揮できるよう、態勢を強化いたします。

(6) 創業家の一定の影響下にある企業群との取引解消

創業家およびファミリー企業が保有する当社株式の売却を継続して働きかけ、早期の資本関係解消を図ります。また、ファミリー企業向け融資につきましては、全額回収を行なうまでの間、適切に債権管理を行ない、取締役会へ報告いたします。

(7) シェアハウス向け融資およびその他投資用不動産融資に関して、個々の債務者に対して適切な対応を行なうための態勢の確立

「シェアハウス等顧客対応室」を設置し、お客さまの返済条件変更等に対応しておりますが、今後も、積極的な取り組みを行ない、外部機関も活用しながら、問題の早期解決に向けた態勢を整え、適切なお客さま対応を継続してまいります。

## 2. 業務の改善状況について

当社は、業務改善計画に基づきコンプライアンスの徹底とお客さま本位の業務運営を確立し、健全な組織風土・企業文化を築くため、以下の改善策に取り組んでまいりました。今後も引き続き、改善策の実施に取り組んでまいります。

### (1) ガバナンス態勢の再構築

① 2018年1月に設置いたしました再構築委員会は、当社コンプライアンス体制の抜本的な改革を推進しております。具体的には、以下のような活動を行なっております。

ア. コンプライアンス憲章の策定・宣言

全社員による全ての行動・判断の基準となるコンプライアンス憲章を策定・宣言いたしました。

イ. スリーライン・ディフェンスの明確化

コンプライアンス・リスク管理の枠組みである「スリーライン・ディフェンス」を明確にしました。

ウ. コンプライアンス・プログラムの策定

コンプライアンス推進およびコンプライアンス・リスク管理の具体的な行動計画として、2019年度上期のコンプライアンス・プログラムを策定いたしました。

エ. コンプライアンス委員会の再設置等

コンプライアンス統括部を30名体制とし、内部通報等対応室および、AML/CFIT（マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止）対策室を設置しました。2019年4月にはコンプライアンスに関する審議体として、コンプライアンス委員会を再設置しました。コンプライアンス委員会は、不正行為等のリスク情報に対応して、再構築委員会への情報集約を行なうとともに、調査チームの編成や調査指示等も行なっております。なお、コンプライアンス委員会は、当面の間、再構築委員会の指導・監督のもとに活動してまいります。

② 2018年6月に設置した「企業文化・ガバナンス改革委員会」においては、内部統制の基本方針等、ガバナンスの改革を行なっております。さらに、実質的な指名・報酬委員会として、執行役員の選任において面談・勧告等を実施いたしました。株主総会で承認され、監査等委員会設置会社へ移行する際には、企業文化・ガバナンス改革委員会が担っている指名・報酬に関する機能は、任意の指名・報酬委員会が継承いたします。企業文

化・ガバナンス改革委員会は、健全な企業文化の醸成、ガバナンス体制の整備およびお客さま本位の業務運営の実践等について取締役会に対して勧告、提言、助言等を行なうとともに、これらの実施状況について監視を行なうことに集中し、一層のコーポレート・ガバナンスの高度化・深化を図ってまいります。

(2) 全社員に対する研修の実施

全社員が融資業務等の基本的素養、コンプライアンスの徹底や公的使命感、お客さま本位の精神等、銀行員として備えるべき知見を基礎から身に付けるために、各種研修を実施し、健全な企業文化の醸成を図ってまいります。

(3) 投資用不動産融資の全件調査

投資用不動産の全件に対して、融資関係資料に改ざん・偽造など、融資にあたって行なわれた不正行為の有無とそれに対する当社社員の関与の有無について、当社とは一切の利害関係をもたない弁護士に調査を依頼し、実施いたしました。

調査の結果、7, 813件の改ざん・偽造等を認定し、新たに不正を行なったと認識した社員に対しては、人事処分を実施いたしました。また、財務への対応として、自己査定を行っていない債権のうち正常先に分類していた先を保守的に要注意先に分類し、約9億円の貸倒引当金を追加計上いたしました。

(4) 抱き合わせ販売および銀行代理業の許可制違反

第三者委員会調査報告書および行政処分において、投資用不動産融資に際し、無担保ローンや定期預金、保険商品等の商品を抱き合わせて販売し、お客さまにとって経済合理性が認められない取引を行なう銀行法第13条違反行為や、銀行代理業の許可を持たない不動産業者等がお客さまへの商品説明を行なった銀行法第52条違反行為の指摘を受け、調査を実施いたしました。

調査の結果は以下のとおりです。

抱き合わせ販売の禁止違反またはその疑い	1, 372物件
銀行代理業の許可制違反の疑い	222社

(5) シェアハウスおよびその他投資用不動産融資に関する元本の一部カット

関係各所との調整が整い、シェアハウスおよびその他投資用不動産融資に関する元本の一部カットについて、個別のご相談を2019年5月より開始いたしました。

元本一部カットに関する基準に則り検討し、裁判所の民事調停等の中立公正な第三者のご判断を得て、元本の一部カットにつき、真摯に対応してまいります。

(6) 無担保ローン調査

2019年2月に当社社員がデット商法に関与していた疑いがある等の報道を受け、詐欺的

な商法への社員の関与の有無を調査いたしました。

調査の結果、詐欺的商法に関与する者からの紹介案件であることを知りながら無担保ローンを実行した社員を1名認定いたしました。この1名は、既に懲戒解雇処分としております。

(7) 反社会的勢力の排除、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る管理態勢の確立

反社会的勢力の排除、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る業務の専門部署である「AML／CFT対策室」を設置し、外部弁護士の指導のもと、反社会的勢力の排除、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る業務の抜本的な見直し、規程類の整備からシステム対応、反社会的勢力との取引解消に至るまで、一般的な体制整備を行いました。

(8) 信用リスク管理態勢の確立

投資用不動産融資について、外部の評価システムを導入し、第三者機関の客観的データに基づく評価により、レントロールの改ざん等の不芳案件を排除し、投資用不動産融資に活用してまいります。また、不動産担保融資に関係する不動産売買仲介会社および家賃保証会社、サブリース会社、建設業者等を一元的に管理する「不動産関連業者管理システム」を構築し、社内の反社会的勢力データベースに外部からの情報も取り込んだうえで、不芳案件の排除、信用リスク管理を強化しております。

(9) ファミリー企業との取引解消

創業家保有株式の売却および債権回収の交渉は、外部専門家を含む対応チームを組織し、法的側面、実務面等から当社として取り得るあらゆる選択肢を検討しつつ、交渉を行っております。ファミリー企業向け融資については、期限の到来した融資金は、預金との相殺、ファミリー企業保有不動産の売却等により順次回収を進めております。

(10) 投資用不動産ローンの再開について

上記のとおりコンプライアンス体制を再構築し、外部弁護士を委員長として組織する再構築委員会より、投資用不動産融資の再開の承認を受け、2019年5月より投資用不動産融資を専門で取り扱うチームを設置し、再開いたしました。

当社は、銀行のもつ公共的使命の重みを再認識し、当社グループ社員一丸となり、当社各種態勢および企業風土の抜本的改革などに向けた再発防止策を遂行してまいります。

株主の皆さま、お客さま、その他ステークホルダーの皆さま方には、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 企業集団および当社の財産および損益の状況

## イ 企業集団の財産および損益の状況

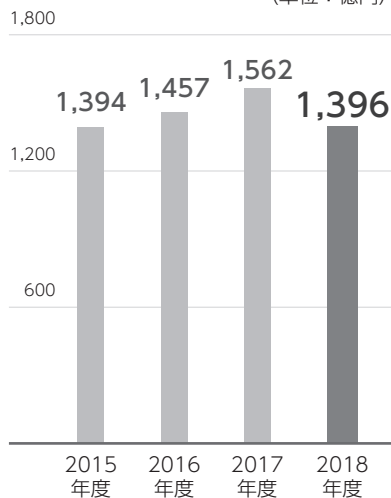
(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	1,394	1,457	1,562	1,396
経常利益又は経常損失(△)	563	582	105	△743
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	367	426	69	△971
包括利益	292	427	96	△999
純資産額	3,022	3,403	3,447	2,423
総資産	43,901	44,717	44,615	34,283
信託財産	百万円 1,500	百万円 1,688	百万円 1,668	百万円 1,627
信託報酬	百万円 0	百万円 1	百万円 0	百万円 0

(注) 2017年度および2018年度の「経常利益又は経常損失(△)」および「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)」が前年度比減少した主な要因は、貸倒引当金繰入額の増加によるものです。

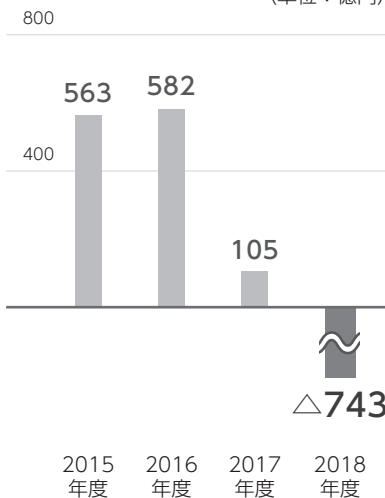
## ■ 経常収益

(単位：億円)



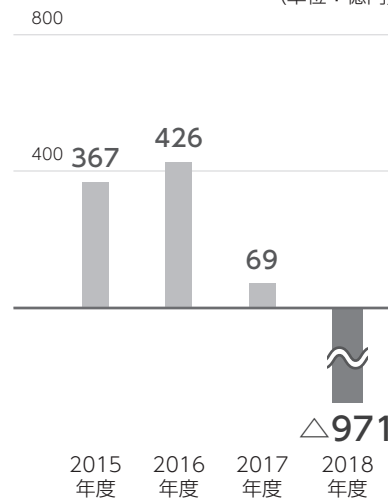
## ■ 経常利益又は経常損失(△)

(単位：億円)



## ■ 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)

(単位：億円)



## □ 当社の財産および損益の状況

(単位：億円)

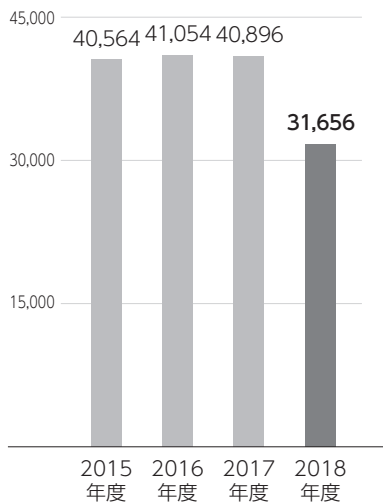
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預 金	40,564	41,054	40,896	31,656
定期性預金	25,985	25,627	23,874	16,450
その他	14,579	15,427	17,022	15,205
貸 出 金	31,376	32,537	32,459	28,988
個人向け	27,783	29,139	29,338	26,736
中小企業向け	2,316	2,133	2,036	1,789
その他	1,276	1,264	1,085	462
商 品 有 価 証 券	0	0	0	1
有 価 証 券	2,340	1,543	1,368	1,361
国 債	1,450	450	—	—
その他	889	1,093	1,368	1,361
総 資 産	43,812	44,658	44,516	34,120
内 国 為 替 取 扱 高	187,680	164,410	147,315	144,327
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 15,254	百万ドル 10,670	百万ドル 6,406	百万ドル 1,222
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	百万円 54,432	百万円 57,160	百万円 8,670	百万円 △74,985
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	百万円 35,807	百万円 41,728	百万円 5,223	百万円 △97,016
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△)	円 銭 152.28	円 銭 180.22	円 銭 22.55	円 銭 △418.80
信 託 財 産	百万円 1,500	百万円 1,688	百万円 1,668	百万円 1,627
信 託 報 酬	百万円 0	百万円 1	百万円 0	百万円 0

- (注) 1 定期性預金は、「定期預金」から確定拠出年金定期を除き、「その他の預金」のうち外貨定期預金を含みます。  
 2 2017年度および2018年度の「経常利益又は経常損失(△)」および「当期純利益又は当期純損失(△)」が前年度比減少した  
 主な要因は、貸倒引当金繰入額の増加によるものです。



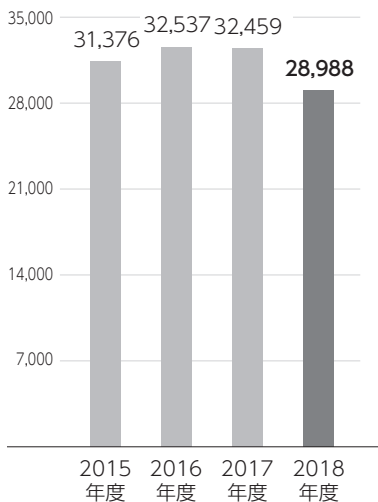
### 預金

(単位：億円)



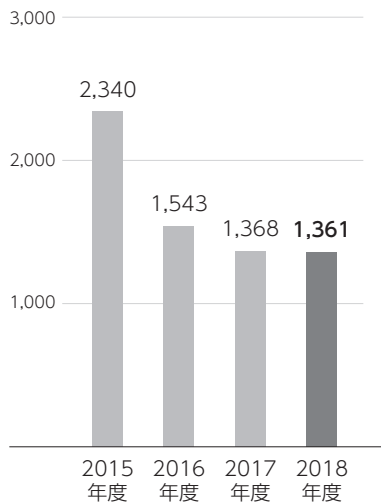
### 貸出金

(単位：億円)



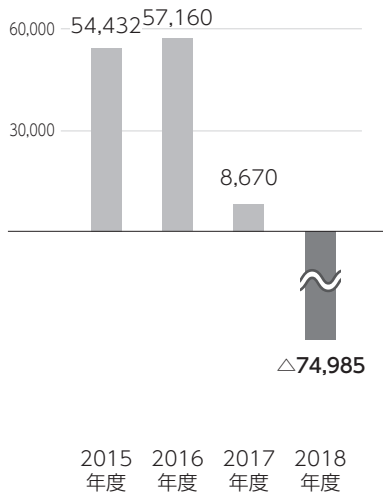
### 有価証券

(単位：億円)



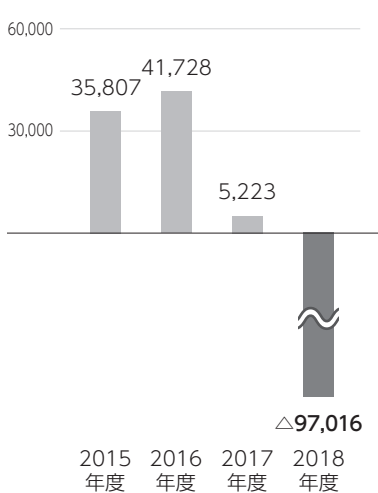
### 経常利益又は経常損失(△)

(単位：百万円)



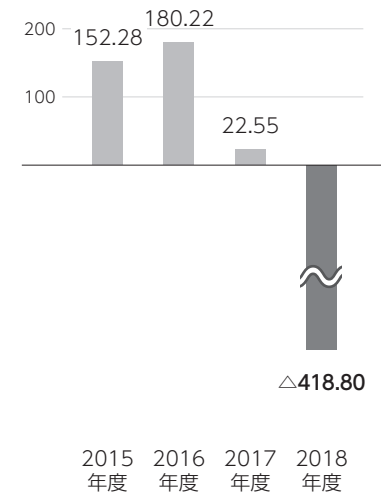
### 当期純利益又は当期純損失(△)

(単位：百万円)



### 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)

(単位：円)





### (3) 企業集団の使用人の状況

#### イ 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	銀 行	そ の 他	銀 行	そ の 他
使 用 人 数	1,495人	457人	1,484人	423人

(注) 使用人数には、臨時雇員、嘱託等および外部への出向者は含まれておりません。

#### ロ 当社の使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	1,562人	1,581人
平 均 年 齢	42歳11月	42歳11月
平 均 勤 続 年 数	19年0月	19年0月
平 均 給 与 月 額	458千円	470千円

- (注) 1 使用人数には、臨時雇員および嘱託等は含まれておりません。  
 2 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 3 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

#### イ 銀行業

##### (イ) 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
東 京 都	7 店	(1) うち出張所	7 店	(1) うち出張所
神 奈 川 県	40	(4)	40	(4)
静 岡 県	75	(3)	76	(3)
千 葉 県	1	(1)	1	(1)
埼 玉 県	1	(1)	1	(1)
愛 知 県	1	(—)	1	(—)
大 阪 府	1	(—)	1	(—)
北 海 道	1	(—)	1	(—)
福 岡 県	1	(—)	1	(—)
宮 城 県	1	(—)	1	(—)
京 都 府	1	(—)	1	(—)
広 島 県	1	(—)	1	(—)
合 計	131	(10)	132	(10)

(注) 上記のほか、店舗外ATMを41,520か所（前年度末41,427か所）設置しております。当社の店舗外ATM159か所のほか、セブン銀行ATM23,367か所、イーネットATM12,377か所、タウンネットワークサービスATM280か所およびイオン銀行ATM5,337か所を含みます。

(ロ) 当年度新設営業所

当年度の新設営業所はございません。

(注) OCN支店は、2019年3月18日にDバンク支店と統合しました。

(ハ) 銀行代理業者の一覧

氏名または名称	主たる営業所または事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
株式会社ゆうちょ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号	銀行業

※2019年5月30日に株式会社ゆうちょ銀行と業務提携を解消し、ゆうちょ銀行との個人ローン業務に係る契約の媒介(銀行代理業務)を終了することについて、ゆうちょ銀行と合意いたしました。業務提携の解消が、第209期の業績に与える影響は、軽微なものと思料いたします。

(二) 当社が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

ロ その他事業

スルガ・キャピタル株式会社本社：東京都中央区日本橋室町一丁目7番1号ほか

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行	1,406
その他	160
合計	1,567

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行	店舗移転・改装等	1,280

ハ 重要な設備の処分、除却

重要な設備の処分、除却はありません。

## (6) 重要な親会社および子会社等の状況 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
スルガスタッフサービス株式会社	静岡県駿東郡長泉町東野字八分平500番地の12	人材派遣業務	1999年11月11日	20百万円	100.00%
ダイレクトワン株式会社	静岡県掛川市駅前1番地の9	貸金業務、保証業務	2012年4月23日	2,400百万円	100.00%
ライフナビパートナーズ株式会社	東京都中央区日本橋室町一丁目7番1号	保険募集業務	2015年4月1日	100百万円	100.00%
SDP株式会社	東京都中央区日本橋室町一丁目7番1号	保証業務	2007年7月9日	490百万円	93.11%
株式会社エィ・ピー・アイ	静岡県沼津市小諏訪30番地の1	印刷業務	1990年1月26日	50百万円	51.00%
スルガカード株式会社	東京都中央区日本橋室町一丁目7番1号	クレジットカード業務	1996年12月26日	50百万円	50.00%
スルガ・キャピタル株式会社	東京都中央区日本橋室町一丁目7番1号	リース業務、保証業務	1974年6月24日	200百万円	43.90%
スルガコンピューターサービス株式会社	静岡県駿東郡長泉町東野字八分平500番地の12	事務処理代行業務システム開発業務	1982年4月20日	100百万円	5.00%
中部債権回収株式会社	静岡県掛川市駅前1番地の9	債権管理回収業務	2007年9月10日	500百万円	0.00%
SDPセンター株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番10号	事務処理代行業務	2008年4月1日	2,000百万円	45.00%

- (注) 1 中部債権回収株式会社は、当社が100%の議決権を有するダイレクトワン株式会社が、99%の議決権を有しております。  
 2 SDPセンター株式会社は、持分法適用関連会社であります。  
 3 ダイレクトワン株式会社、ライフナビパートナーズ株式会社、SDP株式会社、SDPセンター株式会社の設立年月日は、それぞれの商号変更日を記載しております。  
 4 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 5 スルガコンピューターサービス株式会社は、当社およびスルガカード株式会社が90%の議決権を有するスルガ・キャピタル株式会社が、95%の議決権を有しております。

## 重要な業務提携の概況

- 1 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行なっております。
- 2 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行なっております。
- 3 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行なっております。

### (7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

### (8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

### (1) 会社役員の状態

(2018年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職
有 國 三 知 男	代表取締役社長	—
八 木 健	取 締 役	—
安 藤 佳 則	取 締 役 (社外取締役)	株式会社安藤佳則事務所 代表取締役社長 知識工房株式会社 代表取締役 E P S ホールディングス株式会社* 社外取締役 日本A T M株式会社 社外取締役
木 下 潮 音	取 締 役 (社外取締役)	弁護士
河 原 茂 晴	取 締 役 (社外取締役)	公認会計士河原茂晴事務所 代表 一橋大学C F O教育研究センター 特別顧問
長 野 聡	取 締 役 (社外取締役)	弁護士
土 屋 隆 司	常 勤 監 査 役	—
灰 原 俊 幸	常 勤 監 査 役	—
島 田 精 一	監 査 役 (社外監査役)	学校法人津田塾大学 理事長 公益財団法人日伊協会 会長
野 下 え み	監 査 役 (社外監査役)	弁護士 東京労働局 東京紛争調整委員 東京簡易裁判所 調停委員
行 方 洋 一	監 査 役 (社外監査役)	弁護士 L I N E 株式会社* 社外監査役

(\*印は上場会社)

### (当年度中に退任した役員)

木 下 潮 音	監 査 役 (社外監査役)	弁護士
岡 野 光 喜	代表取締役会長	—
米 山 明 広	代表取締役社長	—
白 井 稔 彦	代表取締役専務	—
望 月 和 也	専 務 取 締 役	—
柳 沢 昇 昭	常 務 取 締 役	—

(注) 監査役木下潮音氏は、2018年6月28日付で辞任により退任いたしました。

(注) 代表取締役会長岡野光喜氏、代表取締役社長米山明広氏、代表取締役専務白井稔彦氏、専務取締役望月和也氏、常務取締役柳沢昇昭氏は、2018年9月7日付で辞任により退任いたしました。

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	13名	213 (12)
監査役	7名	70 (9)
合 計	20名	284 (21)

- (注) 1 「報酬等」欄における括弧内書は、確定金額報酬以外の金額であります。  
 2 上記人数には、2018年6月28日開催の第207期定時株主総会のときをもって退任した取締役2名ならびに監査役2名、2018年9月7日に退任した取締役5名を含んでおります。  
 3 上記報酬等には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額21百万円（取締役12百万円、監査役9百万円）を含んでおります。  
 4 報酬等限度額は、2016年6月23日開催の第205期定時株主総会において、取締役は年額600百万円以内（うち社外取締役40百万円以内）、2006年6月27日開催の第195期定時株主総会において、監査役は年額100百万円以内と決議いただいております。報酬等部分は、この限度額の範囲内となっております。

### (ご参考) 役員の報酬等の決定に関する手続き

役員の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内で、実質的な指名・報酬委員会の役割を果たす企業文化・ガバナンス改革委員会（社外取締役4名、社外監査役3名、社内取締役2名により構成され、委員長は社外取締役）の意見に基づき決定しています。当社は、経営理念に基づいた社会的価値の向上を目指し、経営者の使命と役割を明確に定め、役員の報酬を支払っております。

役員報酬は、2016年6月23日開催の第205期定時株主総会において取締役は600百万円以内（うち社外取締役40百万円以内）、2006年6月27日開催の第195期定時株主総会において監査役は100百万円以内とする決議をいただき、その範囲内において決定しております。取締役の報酬額は基本報酬と業績等に連動する報酬から構成されており、基本報酬は支給対象者の役位などを基準として定めた内規により決定し、業績等に連動する報酬は業績ならびに業績への貢献度などの諸般の事情を勘案し、企業文化・ガバナンス改革委員会の意見に基づき適正に決定しております。監査役の報酬額は監査役の協議により、適正に決定しております。

なお、当社で発生した一連の問題を受け、社内取締役は月額報酬の30%を自主返納しております。

ストックオプションとしての報酬は、上記報酬等限度額とは別に、株主総会にて都度決議をいただいております。ストックオプションにおいて割り当てる新株予約権の数は、インセンティブの効果等を勘案して決定しております。

## (3) 責任限定契約

該当事項はありません。

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
安藤佳則	株式会社安藤佳則事務所 代表取締役社長 知識工房株式会社 代表取締役 E P S ホールディングス株式会社* 社外取締役 日本A T M株式会社 社外取締役
木下潮音	弁護士
河原茂晴	公認会計士河原茂晴事務所 代表 一橋大学C F O教育研究センター 特別顧問
長野聡	弁護士
島田精一	学校法人津田塾大学 理事長 公益財団法人日伊協会 会長
野下えみ	弁護士 東京労働局 東京紛争調整委員 東京簡易裁判所 調停委員
行方洋一	弁護士 L I N E 株式会社* 社外監査役

- (注) 1 当社と株式会社安藤佳則事務所、知識工房株式会社、E P S ホールディングス株式会社および日本A T M株式会社との間には特別な関係はありません。
- 2 当社と弁護士木下潮音氏の間には特別な関係はありません。
- 3 当社と公認会計士河原茂晴事務所および一橋大学C F O教育研究センターとの間には特別な関係はありません。
- 4 当社と弁護士長野聡氏の間には特別な関係はありません。
- 5 当社と学校法人津田塾大学および公益財団法人日伊協会との間には特別な関係はありません。
- 6 当社と弁護士野下えみ氏、東京労働局および東京簡易裁判所との間には特別な関係はありません。
- 7 当社と弁護士行方洋一氏およびL I N E 株式会社との間には特別な関係はありません。
- 8 取締役安藤佳則氏、取締役木下潮音氏、取締役河原茂晴氏、取締役長野聡氏、監査役島田精一氏、監査役野下えみ氏および監査役行方洋一氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- 9 \*印は上場会社であります。

## (2) 社外役員の名活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
安藤佳則	7年9ヶ月	○取締役会 29回開催中28回出席	<p>【取締役会における発言・活動状況】 企業の経営に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、取締役会で積極的な発言を行なうとともに、経営の監督などの役割を適切に果たしております。</p> <p>【法令又は定款に違反する事実その他不当又は不正な業務の執行の予防のために行なった行為および発生後の対応】 当社は2018年10月5日に金融庁から業務の一部停止命令を含む業務改善命令を受けました。安藤佳則氏は、本事案の発生まで当該事実を認識しておりませんでした。従前より、取締役会において法令遵守の徹底を求め、注意喚起を行なっておりました。発生後は、取締役会議長として取締役会の実効性向上に努め、コンプライアンス体制の見直しおよび内部統制の整備を要請し、再発防止のための提言を行なうなど、その職責を果たしております。</p>
木下潮音	<p>【取締役】 9ヶ月 【監査役】 7年0ヶ月</p>	<p>○取締役会 29回開催中29回出席 ○監査役会 3回開催中3回出席</p>	<p>【取締役会および監査役会における発言・活動状況】 業務に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、取締役会で積極的な発言を行なうとともに、経営の監督などの役割を適切に果たしております。</p> <p>【法令又は定款に違反する事実その他不当又は不正な業務の執行の予防のために行なった行為および発生後の対応】 当社は2018年10月5日に金融庁から業務の一部停止命令を含む業務改善命令を受けました。木下潮音氏は、本事案の発生まで当該事実を認識しておりませんでした。従前より、取締役会において法令遵守の徹底を求め、注意喚起を行なっておりました。発生後は、企業文化・ガバナンス改革委員会の議長として取締役会に対し健全な企業文化の醸成等について勧告等を行なったほか、コンプライアンス体制の見直しおよび内部統制の整備を要請し、再発防止のための提言を行なうなど、その職責を果たしております。</p>



氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
河原茂晴	9ヶ月	○取締役会 25回開催中25回出席	<p>【取締役会における発言・活動状況】</p> <p>会計に関する豊富な知識や実績、幅広い知識と見識に基づき、取締役会で積極的な発言を行なうとともに、経営の監督などの役割を適切に果たしております。</p> <p>【法令又は定款に違反する事実その他不当又は不正な業務の執行の予防のために行なった行為】</p> <p>当社は2018年10月5日に金融庁から業務の一部停止命令を含む業務改善命令を受けました。河原茂晴氏は、コンプライアンス体制の見直しおよび内部統制の整備を要請し、再発防止のための提言を行なうなど、その職責を果たしております。</p>
長野聡	9ヶ月	○取締役会 25回開催中25回出席	<p>【取締役会における発言・活動状況】</p> <p>金融機関経営に関する豊富な知識や実績、幅広い知識と見識に基づき、取締役会で積極的な発言を行なうとともに、経営の監督などの役割を適切に果たしております。</p> <p>【法令又は定款に違反する事実その他不当又は不正な業務の執行の予防のために行なった行為】</p> <p>当社は2018年10月5日に金融庁から業務の一部停止命令を含む業務改善命令を受けました。長野聡氏は、コンプライアンス体制の見直しおよび内部統制の整備を要請し、再発防止のための提言を行なうなど、その職責を果たしております。</p>

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
島田 精一	6年9ヶ月	○取締役会 29回開催中28回出席 ○監査役会 17回開催中16回出席	<p>【取締役会等における発言・活動状況】</p> <p>企業の経営に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、取締役会・監査役会において経営陣から独立した客観的な立場で積極的に助言・提言を行なっております。</p> <p>【法令又は定款に違反する事実その他不当又は不正な業務の執行の予防のために行なった行為および発生後の対応】</p> <p>当社は2018年10月5日に金融庁から業務の一部停止命令を含む業務改善命令を受けました。島田精一氏は、本事案の発生まで当該事実を認識しておりませんでした。従前より、取締役会等において法令遵守の徹底を求め、注意喚起を行なっておりました。発生後は、コンプライアンス体制の見直しおよび内部統制の整備を要請し、再発防止のための提言を行なうなど、その職責を果たしております。</p>
野下 えみ	9ヶ月	○取締役会 25回開催中24回出席 ○監査役会 14回開催中14回出席	<p>【取締役会等における発言・活動状況】</p> <p>法務に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、取締役会・監査役会において経営陣から独立した客観的な立場で積極的に助言・提言を行なっております。</p> <p>【法令又は定款に違反する事実その他不当又は不正な業務の執行の予防のために行なった行為】</p> <p>当社は2018年10月5日に金融庁から業務の一部停止命令を含む業務改善命令を受けました。野下えみ氏は、コンプライアンス体制の見直しおよび内部統制の整備を要請し、再発防止のための提言を行なうなど、その職責を果たしております。</p>

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
行方洋一	9ヶ月	○取締役会 25回開催中24回出席 ○監査役会 14回開催中14回出席	【取締役会等における発言・活動状況】 法務に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、取締役会・監査役会において経営陣から独立した客観的な立場で積極的に助言・提言を行なっております。 【法令又は定款に違反する事実その他不当又は不正な業務の執行の予防のために行なった行為】 当社は2018年10月5日に金融庁から業務の一部停止命令を含む業務改善命令を受けました。行方洋一氏は、コンプライアンス体制の見直しおよび内部統制の整備を要請し、再発防止のための提言を行なうなど、その職責を果たしております。

- (注) 1 木下潮音氏は、2018年6月28日付で監査役を辞任し、同日開催の第207期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしましたので、当事業年度の取締役会および監査役会の出席状況は監査役として出席した回数を含んでおります。
- 2 河原茂晴氏および長野聡氏は、2018年6月28日開催の第207期定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしましたので、当事業年度の実績は就任後の取締役会への出席状況を記載しております。
- 3 野下えみ氏および行方洋一氏は、2018年6月28日開催の第207期定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしましたので、当事業年度の実績は就任後の取締役会および監査役会の出席状況を記載しております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	10名	68 (-)	—

- (注) 1 「銀行からの報酬等」欄における括弧内書は、確定金額報酬以外の金額であります。
- 2 上記人数には、2018年6月28日開催の第207期定時株主総会終結のときをもって退任した社外取締役2名および社外監査役1名を含んでおります。

#### 4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	400,000千株
	発行済株式の総数	232,139千株
	(うち自己株式)	488千株)

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 40,423名

#### (3) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	持株比率(%)
エス・ジー・インベストメント株式会社	12,702	5.48
株式会社ノジマ	11,564	4.99
スルガ総合保険株式会社	10,999	4.74
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	8,829	3.81
明治安田生命保険相互会社	7,351	3.17
エス・ジー・アセット株式会社	6,750	2.91
一般財団法人スルガ奨学財団	5,401	2.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,937	2.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	4,849	2.09
野村證券株式会社	4,082	1.76

(注) 1 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2 持株比率は、発行済株式総数から自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY 新日本有限責任監査法人		
指定有限責任社員 湯浅 敦		
指定有限責任社員 森重 俊寛	220	—
指定有限責任社員 山田 修		

- (注) 1 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は233百万円であります。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当該事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
- 3 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由  
監査役会は、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、かつ、報告を受け、監査計画の内容、前期会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠の適切性・妥当性を確認した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意しました。
- 4 当事業年度における上記報酬等の額以外に、前事業年度に係る追加報酬が92百万円あります。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、解任を検討いたします。また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する方針です。

#### ロ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人が、当社の重要な子会社および子法人等の計算関係書類の監査をしているときは、その事実

該当事項はありません。

## 6 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 7 業務の適正を確保するための体制

当社は、当事業年度において、2018年6月6日付取締役会決議ならびに同年12月26日付取締役会決議に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当社のかかる体制については、2018年9月7日付第三者委員会調査報告書等により問題点の指摘を受けておりますので、以下では、かかる指摘を受けて改定をした2018年12月26日付取締役会決議に基づき整備された業務の適正を確保するための体制を記載し、次の「8 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」においても、当該取締役会決議に基づき整備された業務の適正を確保するための体制の運用状況についてご報告致します。

なお、当社は、当事業年度後の2019年4月10日付取締役会決議に基づき業務の適正を確保するための体制を改定しておりますので、以下に本事業報告作成時点において当社で施行されている業務の適正を確保するための体制として、当該取締役会決議に基づく体制をご参考としてご紹介させていただきます。

当社の内部統制システムについては、2018年9月7日付第三者委員会調査報告書ならびに同年10月5日付金融庁業務改善命令により法令等遵守態勢、顧客保護および顧客本位の業務運営態勢、信用リスク管理態勢、経営管理態勢等についての問題点が指摘されました。内部統制に関し、主に1) 取締役会に十分な情報が伝えられていなかったこと、2) 取締役会や監査役に不都合な情報をただちに伝える態勢が機能していなかったこと、3) 取締役会や監査役が自ら調査をすることをしていなかったこと等が指摘されております。当社は、こうした指摘を踏まえ、法令や定款に適合し、かつ適正な業務運営を遂行するために内部統制システムの再構築が経営の最重要課題であると考え、2018年11月30日に提出した業務改善計画のほか、取締役会での議論を深めることで、現在、内部統制システムの再構築に取り組んでいるところです。以下の基本方針は、金融庁の行政処分の下で、これまで実施したところのみを踏まえた暫定的なものであります。今後、取締役会を中心に内部統制システムの実効性を高め、ガバナンス態勢をより強固なものとしてまいります。

### (1) 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令ならびに定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスの実践を経営理念として位置付け、取締役、執行役員および使用人は、「コンプライアンス規程」その他の社内規程等を遵守し、コンプライアンス体制の充実に努めてまいります。
- ② 法令、社内規程および社会規範の遵守を明文化した「ビジネス・ガイドライン」を制定し、全役職員はこれを遵守いたします。

- ③ 2018年11月27日取締役会において、従来のコンプライアンス委員会に代えて委員長を外部弁護士とする「コンプライアンス体制再構築委員会」（以下「再構築委員会」という）の設置を決議いたしました。再構築委員会は、従前の「コンプライアンス規程」その他の社内規程等についても再検討し、全役職員がコンプライアンスを実践できる体制を再構築してまいります。
- ④ 内部監査部門を取締役会直轄とし、法令、定款および社内規程等の遵守状況、職務執行の妥当性等につき、内部監査を実施してまいります。内部監査部門は、監査要員の人材確保・育成に努め、監査の実効性を高めてまいります。専門性の高い分野の監査については外部監査機関を活用してまいります。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存ならびに管理に関する体制

- ① 取締役は、法令ならびに各種の社内規程等に基づき、職務執行に係る情報を、適切かつ確実に保存・管理いたします。
- ② 情報資産の機密性、完全性、可用性確保の観点から、情報資産の重要度に応じて管理レベルを分け、情報の管理が有効に機能する体制にいたします。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する各種社内規程等を定め、信用リスク、システムリスク等の様々なリスクに対処するための各種リスク委員会を設置し、リスクの個別管理を行ないます。各委員長は、委員会開催後速やかに議事内容について取締役会に報告いたします。
- ② 第1線の営業現場、第2線の審査本部等、第3線の内部監査部等が組織的にリスク管理する「スリーライン・ディフェンス」の重要性を認識した融資審査管理態勢を構築いたします。営業店がリスク管理の第1線の主体であるというリスク・オーナーシップを醸成する教育・研修を行ない、融資相談段階から適正な与信判断を行なう体制にいたします。
- ③ 審査本部が貸出金ポートフォリオ分析その他各種信用リスク分析を行ない、取締役会に定期的に報告する体制とし、信用リスク管理を適切に行ないます。
- ④ 内部監査部門は、取締役会直轄として独立性を確保して監査を行ない、監査役会との連携を強化いたします。内部監査の状況を定期的に取締役会、コンプライアンス体制再構築委員会に報告いたします。重要な発見事項については、ただちに、取締役会、監査役会およびコンプライアンス体制再構築委員会に報告いたします。
- ⑤ 災害や事故等の不測の事態発生時は、社内規程等に基づき、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行ないます。



#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 社内取締役および執行役員で構成し、社長を議長とする業務執行会議を設置し、業務執行に係る事項の審議を行ないます。業務執行会議の日程、資料はすべての取締役にも共有し、議長は業務執行会議の内容を最低月1回取締役会に報告いたします。
- ② 執行役員制度を採用して経営の意思決定・監督と業務執行を分離いたします。
- ③ 社長は、当社の最高経営責任者として、取締役会の定める方針に基づき、当社の業務を統括いたします。

#### (5) 当社ならびに連結子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「連結子会社等管理規程」、「監査役への報告規程」その他の社内規程等を定め、連結子会社等から総合企画本部企画部へ、事前協議、報告を行なう体制を整備してまいります。
- ② 「内部監査規程」を定め、連結子会社等のリスク管理の状況について、実効性のあるモニタリング等を実施しております。また、「統合的リスク管理規程」を定め、連結子会社等のリスク管理を行なう体制としております。
- ③ 当社ならびに連結子会社等は、「組織規程」その他の社内規程等に基づき、連結子会社等の取締役等の職務の執行が適正かつ効率的に行なわれることを確保する体制を構築しております。
- ④ 当社ならびに連結子会社等は、使用人等がコンプライアンス上の問題につき直接コンプライアンス統括部ならびに外部の法律事務所に報告・相談できるコンプライアンス・ヘルプラインを整備してまいります。
- ⑤ 当社ならびに連結子会社等は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備してまいります。

#### (6) 監査役の職務を補助すべき使用人ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- ① 監査役会に直属する監査役会事務局を設置し、監査役の職務の補助に専従する使用人を置きます。
- ② 監査役補助者は、取締役から独立した立場を堅持し、監査役の指揮命令に従います。監査役補助者の人事考課、人事異動等は、常勤監査役と事前協議を行ないます。



### (7) 当社ならびに連結子会社等の取締役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- ① 当社ならびに連結子会社等の取締役および使用人等は、法令ならびに社内規程等に基づき監査役へ報告を行なうほか、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められたときには、速やかに報告を行ないます。
- ② 当社ならびに連結子会社等は、監査役に報告をした者に対し、当該報告を行なったことを理由として不利な取扱いを行ないません。
- ③ 監査役会は、必要に応じ、当社ならびに連結子会社等の会計監査人、取締役、内部監査部、コンプライアンス統括部等に属する使用人その他の者に対して報告を求めることができますとしております。
- ④ 監査役は、取締役会に出席するほか、社内規程等に基づき業務執行会議その他の会議にも出席し、取締役等からの報告を聴取できるとしております。
- ⑤ 監査役は、内部監査部が実施した連結子会社等の監査結果について、連結子会社等の所管部署から報告を受けます。

### (8) 監査役が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 監査役は、会計監査人、内部監査部、コンプライアンス統括部とそれぞれまたは複数の部門で、定期的に意見交換を行なうなど連携を強化するとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち、相互認識を深めてまいります。
- ② 監査役の職務の執行に係る費用等については、請求があれば速やかに支払い、必要に応じて前払いを行なってまいります。

### (9) 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制

- ① 当社では、コンプライアンス規程ならびにその下部規程において、反社会的勢力に対する対応方法を規定しております。今般の業務改善命令を踏まえ、同様の事態が発生することのないよう、随時、マニュアルの見直しを継続してまいります。
- ② 当社では、コンプライアンス統括部が、反社会的勢力に対する情報収集ならびに一元的に管理し、警察、暴力団追放運動推進センター、反社会的勢力対応を専門とする弁護士、AML/CFTにかかる態勢整備を専門とする外部コンサルティング会社等、外部専門機関との緊密な連携体制を構築しております。

また、各営業店においても最寄の警察署等との協力体制を構築しております。

## 8 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は2018年9月7日付第三者委員会調査報告書ならびに同年10月5日付金融庁業務改善命令により、法令等遵守態勢、顧客保護および顧客本位の業務運営態勢等についての問題点が指摘されています。当社は内部統制システムの再構築へ向け、当期は次の取組みを行ないました。

### (1) 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令ならびに定款に適合することを確保するための体制

- ・当社の役職員による全ての行動・判断の基準となるコンプライアンス憲章を策定いたしました。策定にあたっては、各店の所属長によるグループディスカッション、全社員を対象とした意見募集および若手社員を中心としたプロジェクトメンバーによる議論を行なうなど、決定プロセスに社員が積極的に関与し、幅広い意見を取り入れるとともに、当該プロセスを経ることにより、社員の当事者意識・リスクオーナーシップ意識の醸成を図ってまいりました。
- ・「2018年度コンプライアンス・プログラム」を策定し、実践・評価を通じたPDCAサイクルによるプロセス管理を行ない、コンプライアンス態勢の抜本的な見直しに努めました。
- ・2018年8月と2019年2月の年2回、「コンプライアンス検証強化月間」を設け、コンプライアンスに関する重要事項について、グループ全体の対応状況を検証いたしました。
- ・コンプライアンス体制再構築委員会を16回開催し、コンプライアンス全般の制度設計、運用、モニタリング、改善施策の実施等に取組みました。また、再構築委員会内にマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策、内部通報等対応、顧客本位の業務運営・コンプライアンスに対する教育・研修、および内部監査高度化について、それぞれ分科会を設け、外部の専門性のある弁護士を配置して機能強化に取組みました。
- ・2018年11月に内部監査部門を取締役会直轄とし、当社の固有リスクを踏まえたリスクアセスメントを行ない、その結果に基づき実施するリスクベース監査を試行いたしました。なお、リスクベース監査は2019年4月以降に本格導入しております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存ならびに管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報について、法令ならびに社内規程等に基づき、適切かつ確実に保存・管理しております。取締役会議事録については、法定の備置期限である10年を超えた永年保管としております。また、経営会議、監査役会および業務執行に係る重要な会議

の議事録については、社内規程等を遵守し、厳格に保存・管理しております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する各種社内規程等に基づき、信用リスク、システムリスク等の様々なリスクに対処しております。

当期は、各種リスク委員会を随時開催し、リスクの個別管理を行なうとともに、統括する統合リスク管理委員会を開催し、各種リスクの総括的な管理を行ないました。

さらに、コンプライアンス・リスク管理の枠組みである「スリーライン・ディフェンス」を明確にし、第1線である営業店の支店長に対するリスク・オーナーシップ醸成のための教育・研修の徹底、営業店に第2線の役割を持つコンプライアンス・リーダーの配置、第2線であるコンプライアンス統括部を強化するための教育・研修の徹底、第3線として内部監査部による独立した検証を行ないました。また、貸出金ポートフォリオ分析や信用リスク管理の精度向上に努めたほか、自然災害等の不測の事態に備え、各種訓練を継続的に行ない、業務継続体制の向上に努めました。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会への情報の遮断を招く要因となっていた経営会議を廃止するとともに、2018年10月に執行会議を業務執行会議に改め、業務執行に関する迅速な意思決定を行なっております。業務執行会議の内容については、適宜、取締役会にて報告されるとともに、その全ての資料・議事録が全ての取締役ならびに監査役に対して閲覧可能としております。

当期は、執行会議を3回、業務執行会議を5回開催いたしました。また、経営の意思決定・監督と業務執行に係る各種社内規程を改定し、実効的な運用を行なっております。

### (5) 当社ならびに連結子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

連結子会社等の業務の適正を確保するため、連結子会社等が行なう業務について、事前協議ならびに報告を徹底するとともに、連結子会社等のリスク管理の状況を把握するため、当社内部監査部による監査の実施に向けた準備を進めました。財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制評価規程」等に基づき、グループ全体の内部統制状況の適正な評価を実施しました。

また、当社ならびに連結子会社等の社員等が、コンプライアンス上の問題を外部の専門家へ報告・相談できる内部通報窓口を整備し、運用しております。

**(6) 監査役の職務を補助すべき使用人ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項**

監査役の職務を補助すべき専属の使用人として、監査役会事務局に監査役補助者を配置しております。当該監査役補助者は、取締役から独立した立場を堅持し、監査役の指揮命令を遵守することにより、監査役の職務の遂行を適切にサポートしました。

**(7) 当社ならびに連結子会社等の取締役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制**

当社ならびに連結子会社等の取締役および使用人等は、「監査役に対する報告規程」に基づき、監査役に報告を行なう体制とするとともに、監査役への報告者が不利益とならないよう適切な対応を行ないました。

**(8) 監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制**

監査役は、監査役監査を効率的、効果的に行なうため、会計監査人、内部監査部、コンプライアンス統括部との連携を強化するとともに、定期的に代表取締役と意見交換会を開催しております。また、監査役の職務の執行に係る費用等については、年間の活動計画に基づき予算を設けております。監査役会は、監査役の業務が円滑に遂行できるよう、独自に顧問弁護士と契約し、必要に応じて助言を得ております。

**(9) 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制**

コンプライアンス統括部内に専門部署として「AML/CFT（マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止）対策室」を設置し、反社会的勢力の排除、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る業務の抜本的な見直し、規程類の整備からシステム対応、反社会的勢力との取引解消に至るまで、全般的な体制整備を行ないました。また、反社会的勢力との疑いのある先に対し、警察への照会を徹底し、取引解消または取引解消の手続きを行ないました。また、反社会的勢力との関係については、銀行での取引のみならず、他社との提携による金融サービスの提供などの取引を含め、グループ一体となって一切の関係を遮断、排除するため、積極的に外部専門機関との連携や反社会的勢力に関する情報収集を行なうなど、反社会的勢力への対応強化に努めております。

**(ご参考) 業務の適正を確保するための体制に関する決議について**

当社は、当事業年度の末日後の2019年4月10日の取締役会において業務の適正を確保するための体制に関する新たな決議を行なっております。その内容については次のとおりとなります。

す。

当社の内部統制システムについては、2018年9月7日付第三者委員会調査報告書ならびに同年10月5日付金融庁業務改善命令により法令等遵守態勢、顧客保護および顧客本位の業務運営態勢、信用リスク管理態勢、経営管理態勢等についての問題点が指摘されております。これらの問題の根本原因は、創業家本位・営業至上主義の企業風土にあったこと、取締役会に十分な情報が伝えられていなかったこと、取締役会や監査役に不都合な情報をただちに伝える態勢が機能していなかったこと、取締役会や監査役が自ら調査することをしていなかったこと等が指摘されております。

当社は、こうした指摘を踏まえ、法令や定款に適合し、かつ適正な業務運営を遂行するために内部統制システムの再構築が経営課題であると考え、内部統制システム構築の基本方針をここに全面改正いたします。

特に、今般の事態が、内部統制においても執行部における法令遵守態勢の確立と監視を十分にできていなかったことに起因することに鑑み、取締役会はコンプライアンス体制を抜本的に見直し、再構築するために、委員長を外部弁護士とする「コンプライアンス体制再構築委員会」を設置し、再構築のプロセス全般を同委員会に指揮・監督させることにより企業風土を一新していくこととし、また、二度と同じ過ちを起こさないよう、「お客さま本位の業務運営」、「誠実かつ公正で透明性のある企業活動」、「健全な職場環境の確保」、「反社会的勢力との一切の取引遮断」、「当事者意識を持った行動」を骨子とするコンプライアンス憲章を定めました。本基本方針に基づき構築される内部統制システムは、その実効性を高めるために、定期的に運用状況を評価し、不断に見直してまいります。

### (1) 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令ならびに定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の役職員による全ての行動・判断の基準となるコンプライアンス憲章を策定し、経営者は自らが率先して実践するほか、社員への継続的な教育・研修などの機会に繰り返し伝え、コンプライアンス憲章を社員に浸透させてまいります。
- ② コンプライアンス憲章を実践するうえで必要な事項を定めた社内規程や役職員の行動指針等を整備し、役職員に対する継続的な教育・研修などを実施してまいります。
- ③ 取締役会は、コンプライアンス憲章の実践を阻害する事象・要因をコンプライアンス・リスクと捉え、第2線ならびに第3線に十分な資源を配分した「スリーライン・ディフェンス」（第1線の営業店、第2線の審査本部等のリスクに対する監視を行なう管理部門、第3線の内部監査部）の枠組みにより、執行部が、コンプライアンス・リスク管理体制を



整備・運用しているか、監視してまいります。

- 1) 支店長をはじめとする営業店等（第1線）のリスク・オーナーシップを醸成して自律的なリスク管理を実現するとともに、支店長以外の社員でコンプライアンス統括部により任命された者をコンプライアンス・リーダーとして配置し、コンプライアンス・リスク管理の状況をコンプライアンス統括部に報告させる等により牽制機能を発揮させてまいります。
- 2) リスクに対する監視を行なう管理部門（第2線）は、営業店等の自律的なリスク管理を独立した立場から支援・牽制してまいります。また、コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・リスクを全社的に把握・評価して統合的に管理してまいります。
- 3) 取締役会直轄の内部監査部（第3線）が独立した立場からリスクベース・アプローチに基づき内部監査を実施し、各プロセスの有効性の評価を行なうほか、コンプライアンス・リスクに関する管理態勢について検証するため、各営業店の管理態勢等を監査するとともに、コンプライアンス統括部によるリスク管理体制等を監査してまいります。また、内部監査部は専門性の高い分野の監査については外部監査機関を活用した監査を行なってまいります。
- ④ コンプライアンス体制を抜本的に見直し、再構築することを目的に、従来のコンプライアンス委員会に代えて委員長を外部弁護士とする「コンプライアンス体制再構築委員会」を設置しております。再構築委員会は、全役職員がコンプライアンスを実践できる体制を再構築するまでの暫定組織とし、その後は、コンプライアンス推進ならびにコンプライアンス・リスクに関する重要事項の審議機関として設置されるコンプライアンス委員会に職務を引き継いでいきます。
- ⑤ コンプライアンスを推進・実現する最高責任者としてCCO（Chief Compliance Officer）を設置いたします。
- ⑥ 役職員の法令違反等に関する通報を受け付ける内部通報制度やお客さまの苦情ならびに当局および銀行協会等を通じて把握した苦情・通報等のリスク情報が取締役会に適切に報告される体制を整備しております。
- ⑦ 社員が法令違反等またはその可能性を認識したときには、内部通報窓口または所属長等に速やかに報告しなければならず、報告を受けた所属長等はただちにコンプライアンス統括部に報告しなければならないことを「コンプライアンス規程」等に定め、職員に浸透させてまいります。またコンプライアンス統括部は、法令違反等の内容が重大であるときは、その内容をただちにCCOに報告いたします。CCOは、必要に応じて速やかに取締役会ならびに監査役会へ報告し、取締役会の了承を得て、違法または不適切な行為に対

し、速やかに是正・再発防止措置を取るほか、経営に影響を与える恐れのある悪い知らせを速やかに組織的に共有し、対処することの必要性を職員に徹底してまいります。

- ⑧ 内部通報制度の実効性を高めるため、役員の不正行為等の通報先として監査役通報窓口を設置しております。受付担当監査役は必要があるときにはＣＣＯに対して通報内容等を報告するほか、各監査役または監査役会は、調査の結果、コンプライアンス違反行為等が認められたときには、コンプライアンス委員会に調査結果等を報告のうえ、再発防止策等の必要な措置を講じるよう勧告等を行なうことができることとしております。
- ⑨ 法令等に反する行為や不正な行為が認められたときは、懲戒を含めた厳正な対処を行なうてまいります。
- ⑩ 健全な企業文化を醸成するため、全ての役職員に対し融資業務や法令遵守に関して銀行員として備えるべき知見を身につけさせる教育・研修を実施する体制や中長期的かつ仕事に対する姿勢・意欲など定性項目を重視した職務評価制度を整備してまいります。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存ならびに管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存・管理については、従来、経営層の口頭指示や口頭伝達が常態化して業務執行の指示の明確化や周知徹底が行なわれなかったこと、このため必要な情報が取締役に適切なタイミングで、的確に伝えられていなかったことなどを踏まえ、文書化を徹底し、情報の的確な伝達と問題の的確な把握を実現するために以下の体制を整備・運用してまいります。

- ① 取締役の職務執行に係る情報は、法令ならびに各種の社内規程等に基づき、各会議の議事録ならびに職務執行の重要な指示・伝達事項その他の文書等を適切かつ確実に保存・管理してまいります。また、取締役、監査役および内部監査部がこれらの文書等を常時閲覧できる、また執行部に対して報告を求めることができる体制としております。
- ② 情報資産の機密性、完全性、可用性確保の観点から、情報資産の重要度に応じて管理レベルを分け、情報の管理が有効に機能する体制としております。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 統合的リスク管理態勢を整備するため、銀行業務に関わる全てのリスクを管理対象とする統合的リスク管理部門を設置し、定期的なリスクアセスメントの実施により、当社グループのリスクを管理してまいります。
- ② リスク管理に関する各種社内規程等を定め、リスクアセスメントの結果を踏まえ、信用リスク、システムリスク等の様々なリスクに対処するための各種リスク委員会を設置し、

リスクの個別管理を行なってまいります。各委員長は、委員会開催後速やかに議事内容について取締役会に報告してまいります。

- ③ 融資審査管理態勢については、第1線の営業店、第2線の審査本部等、第3線の内部監査部等が組織的にリスク管理する「スリーライン・ディフェンス」の重要性を認識した態勢を構築してまいります。営業店のリスク・オーナーシップ（リスクテイクと管理の担い手としてリスク管理を責任を持って担う主体であること）意識を醸成する教育・研修を行ない、融資相談段階から適正な与信判断を行なう体制にしてまいります。信用リスク管理の第2線となる審査本部は、営業部門からの圧力により牽制機能が発揮できなかった反省を踏まえ、営業部門からの威圧的言動があったときに審査本部長が「コンプライアンス体制再構築委員会」に報告する手続の導入や威圧的言動の状況を定期的に取締役会に報告するなど営業部門からの圧力の排除・防止、審査の独立性を確保する体制を整備・運用してまいります。
- ④ 審査本部が貸出金ポートフォリオ分析その他各種信用リスク分析を行ない、取締役会に定期的に報告する体制とし、信用リスク管理を適切に行なってまいります。
- ⑤ 重要な新商品・新サービスの導入時にはリスクアセスメントを実施し、リスクを評価し、取締役会の了承を得ることとしております。また、導入後の事後検証を実施し、コンプライアンス委員会に報告する体制を整備してまいります。
- ⑥ 内部監査部は、取締役会直轄として独立性を確保して監査を行ない、監査役会との連携を強化してまいります。内部監査の状況を定期的に取締役会に報告するほか、監査役会ならびにコンプライアンス体制再構築委員会と情報を共有いたします。重要な発見事項については、ただちに、取締役会、監査役会およびコンプライアンス体制再構築委員会に報告してまいります。
- ⑦ 取締役会は、内部監査部がリスクアセスメントに基づく監査を行ない、リスク管理体制の有効性ならびに適切性に関する監査を行なう体制を整備してまいります。
- ⑧ 災害や事故等の不測の事態発生時は、社内規程等に基づき、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行なってまいります。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率性については、過去に営業至上主義により審査の迅速化・効率化のための稟議関係書類の簡素化を行なって審査が形骸化したことなどを踏まえ、過度な効率化によるリスク管理への影響を考慮して以下の体制を整備・運用してまいります。

- ① 社内取締役ならびに執行役員で構成し、社長を議長とする業務執行会議を設置し、業務



執行に係る事項の審議を行なっております。業務執行会議の議題、資料はすべての取締役にも共有し、議長は業務執行会議の内容を最低月1回取締役会に報告してまいります。

- ② 執行役員制度を採用して経営の意思決定・監督と業務執行を分離しております。
- ③ 社長は、当社の最高経営責任者として、取締役会の定める方針に基づき、当社の業務を統括しております。
- ④ 取締役会は、各種規程等により業務執行者の権限を明確にし、効率的な業務運営体制を整備しております。
- ⑤ 取締役会は、当社の進むべき方向性ならびに具体的な数値目標を示した経営計画を策定し、進捗状況について定期的に報告させ、業務の執行を監督してまいります。
- ⑥ 取締役会は、指名・報酬委員会の機能を実質的に果たす任意の委員会を設置し、指名・報酬など重要な事項について取締役会に対して勧告を行なう体制としております。

#### (5) 当社ならびに連結子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役会は、執行部が、当社ならびに連結子会社等から成る企業集団の役職員にコンプライアンス憲章を浸透させることを支援、監視してまいります。
- ② 「連結子会社等管理規程」、「監査役に対する報告規程」その他の社内規程等を定め、連結子会社等から総合企画本部企画部へ、事前協議、報告を行なう体制を整備しているほか、連結子会社等の経営に重大な影響を与える事項については当社へ協議、承認を求める態勢を整備しております。
- ③ 「内部監査規程」を定め、当社の内部監査部が連結子会社等に対する内部監査を実施し、リスク管理の状況について、実効性のあるモニタリング等を実施する内部監査態勢を整備・運用してまいります。また、当社は、「統合的リスク管理規程」を定め、連結子会社等のリスク管理を行なう体制としております。
- ④ 当社ならびに連結子会社等は、「組織規程」その他の社内規程等に基づき、連結子会社等の取締役等の職務の執行が適正かつ効率的に行なわれることを確保する体制を構築しております。
- ⑤ 当社ならびに連結子会社等は、使用人等がコンプライアンス上の問題につき直接コンプライアンス統括部ならびに外部の法律事務所に報告・相談できる内部通報制度を整備・運用してまいります。
- ⑥ 当社ならびに連結子会社等は、会計基準その他関連する諸法令等を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備しております。

## (6) 監査役の職務を補助すべき使用人ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- ① 監査役会に直属する監査役会事務局を設置し、監査役の職務の補助に専従する使用人を置いております。
- ② 監査役補助者は、取締役から独立した立場を堅持し、監査役の指揮命令に従うこととしております。監査役補助者の人事考課、人事異動等は、常勤監査役の承諾を得ることとしております。

## (7) 当社ならびに連結子会社等の取締役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

- ① 当社ならびに連結子会社等の取締役、使用人等およびこれらの者から報告を受けた者は、法令ならびに社内規程等に基づき監査役に報告を行なうほか、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められたときには、速やかに報告を行なってまいります。
- ② 当社ならびに連結子会社等は、監査役に報告をした者に対し、当該報告を行なったことを理由として不利益な取扱いを行なわないこととしております。
- ③ 監査役は、必要に応じ、当社ならびに連結子会社等の会計監査人、取締役、内部監査部、コンプライアンス統括部等に属する使用人その他の者に対して報告を求めることができますとしております。
- ④ 監査役は、取締役会に出席するほか、業務執行会議ならびにリスク委員会規程に定める各リスク委員会およびコンプライアンス委員会に出席し、意見を述べることもしております。
- ⑤ 監査役は、内部監査部が実施した連結子会社等に対する内部監査の監査結果について、連結子会社等の所管部署から報告を受けることとしております。

## (8) 監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 監査役は、会計監査人、内部監査部、コンプライアンス統括部とそれぞれまたは複数の部門で、定期的に意見交換を行なうなど連携を強化するとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち、相互認識を深めてまいります。
- ② 監査役会は、監査役の円滑な職務の遂行を確保するため、独自に顧問弁護士と契約し、必要に応じて助言を得る体制としております。
- ③ 監査役の職務の執行に係る費用等については、請求があれば速やかに支払い、必要に応じて前払いを行なっております。

### (9) 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制

- ① 反社会的勢力への対応に関する規程において、反社会的勢力に対する対応方法を規定して、それらの見直しを継続して行なっております。
- ② コンプライアンス統括部が、反社会的勢力に対する情報収集ならびに分析するとともに、一元的に管理し、警察、暴力団追放運動推進センター、反社会的勢力対応を専門とする弁護士、AML/CFTにかかる態勢整備を専門とする外部コンサルティング会社等、外部専門機関との緊密な連携体制を構築しております。  
各営業店においては、最寄の警察署等との協力体制を構築しております。

### 9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

### 10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

### 11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

### 12 その他

**会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針**

当社は、業績や経営環境を総合的に勘案した配当を実施することにより、株主の皆さまに対する利益還元の充実を図るとともに、企業価値向上に資するべく、成長力の維持および競争力の強化のため、内部留保の充実に努めていくことを基本方針といたします。

# 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	424,073	預 金	3,159,604
コールローン及び買入手形	561	借 用 金	740
商品有価証券	167	外 国 為 替	16
金銭の信託	515	そ の 他 負 債	20,999
有 価 証 券	133,186	賞 与 引 当 金	482
貸 出 金	2,904,387	退 職 給 付 に 係 る 負 債	295
外 国 為 替	2,407	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	246
リース債権及びリース投資資産	6,368	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	398
そ の 他 資 産	62,493	偶 発 損 失 引 当 金	111
有 形 固 定 資 産	48,311	繰 延 税 金 負 債	572
建 物	12,770	支 払 承 諾	2,551
土 地	23,934	負 債 の 部 合 計	3,186,019
リ ー ス 資 産	16	(純資産の部)	
建 設 仮 勘 定	180	資 本 金	30,043
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	11,410	資 本 剰 余 金	1,202
無 形 固 定 資 産	24,601	利 益 剰 余 金	193,263
ソ フ ト ウ ェ ア	22,299	自 己 株 式	△560
の れ ん	1,683	株 主 資 本 合 計	223,948
リ ー ス 資 産	3	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13,352
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	236	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△35
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	378	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	3,750
退 職 給 付 に 係 る 資 産	15,376	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	17,067
繰 延 税 金 資 産	13,400	新 株 予 約 権	12
支 払 承 諾 見 返	2,551	非 支 配 株 主 持 分	1,280
貸 倒 引 当 金	△210,076	純 資 産 の 部 合 計	242,308
資 産 の 部 合 計	3,428,327	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,428,327

# 連結損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>経常収益</b>		<b>139,635</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>111,901</b>	
貸出金利息	109,933	
有価証券利息配当金	1,383	
コールローン利息及び買入手形利息	21	
預け金利息	538	
その他の受入利息	23	
<b>役員取引等収益</b>	<b>11,902</b>	
<b>その他の業務収益</b>	<b>4,068</b>	
国債等債券売却益	5	
国債等債券償還益	594	
その他の業務収益	3,468	
<b>その他の経常収益</b>	<b>11,763</b>	
償却債権取立益	1,141	
株式等売却益	9,801	
持分法による投資利益	1	
その他の経常収益	819	
<b>経常費用</b>		<b>213,978</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>2,033</b>	
預金利息	1,706	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借入金利息	8	
その他の支払利息	317	
<b>役員取引等費用</b>	<b>13,992</b>	
<b>その他の業務費用</b>	<b>3,062</b>	
国債等債券売却損	1	
国債等債券償還損	96	
その他の業務費用	2,964	

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 経 費	51,326	
そ の 他 経 常 費 用	143,562	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	134,216	
貸 出 金 償 却	4,649	
株 式 等 売 却 損	198	
株 式 等 償 却	16	
そ の 他 の 経 常 費 用	4,481	
経 常 損 失		74,342
特 別 利 益		2,469
固 定 資 産 処 分 益	157	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額	2,311	
特 別 損 失		3,186
固 定 資 産 処 分 損	356	
減 損	2,829	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		75,059
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	17,474	
法 人 税 等 調 整 額	4,647	
法 人 税 等 合 計		22,122
当 期 純 損 失		97,181
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		35
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		97,146



# 損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経	常 収 益		127,407
資	金 運 用 収 益	105,975	
	貸 出 金 利 息	101,500	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	3,891	
	コ ー ル 口 一 ン 利 息	21	
	預 け 金 利 息	538	
	そ の 他 の 受 入 利 息	23	
信	託 報 酬	0	
役	務 取 引 等 収 益	9,510	
	受 入 為 替 手 数 料	2,181	
	そ の 他 の 役 務 収 益	7,328	
そ	の 他 業 務 収 益	635	
	外 国 為 替 売 買 益	35	
	商 品 有 価 証 券 売 買 益	0	
	国 債 等 債 券 売 却 益	5	
	国 債 等 債 券 償 還 益	594	
そ	の 他 経 常 収 益	11,284	
	償 却 債 権 取 立 益	702	
	株 式 等 売 却 益	9,801	
	金 銭 の 信 託 運 用 益	9	
	そ の 他 の 経 常 収 益	771	
経	常 費 用		202,392
資	金 調 達 費 用	2,059	
	預 金 利 息	1,707	
	コ ー ル マ ネ ー 利 息	0	
	借 入 金 利 息	0	
	金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	3	
	そ の 他 の 支 払 利 息	348	
役	務 取 引 等 費 用	13,969	
	支 払 為 替 手 数 料	932	
	そ の 他 の 役 務 費 用	13,036	
そ	の 他 業 務 費 用	98	
	国 債 等 債 券 売 却 損	1	
	国 債 等 債 券 償 還 損	96	



(単位：百万円)

科 目		金 額	
営 所	業 の 他	経 常 費 用	46,420
			139,844
	貸 倒 引	当 金 繰 入	額 132,167
	貸 出	金 償	却 2,661
	株 式 等	売 却	損 198
	株 式 等	償	却 1,978
	金 銭 の 他	信 託 運 用	損 33
	そ の 他	の 経 常 費	用 2,804
経 特	常 別	損 利	失 益
			74,985
	固 定 資 産	処 分	益 157
	役 員 退 職 慰 労	引 当 金	戻 入 額 2,311
特	別	損	失
			3,172
	固 定 資 産	産 処 分	損 342
	減 損	損	2,829
税 法 法 法 当	引 前 人 税、 住 民 税 等	当 期 純 損 及 び 調 整 合	損 失 税 額 計 失
			75,688
			16,998
			4,330
			21,328
			97,016

# 会計監査人の連結計算書類監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月31日

スルガ銀行株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯 浅	敦 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 重 俊	寛 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 田	修 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スルガ銀行株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スルガ銀行株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月31日

スルガ銀行株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯 浅 敦	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 重 俊 寛	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 田 修	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スルガ銀行株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第208期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第208期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役ならびに監査役会の監査の方法ならびにその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況ならびに結果について報告を受けるほか、取締役等ならびに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集ならびに監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役ならびに使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店ならびに主要な支店において業務ならびに財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役ならびに監査役等と意思疎通ならびに情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令ならびに定款に適合することを確保するための体制その他株式会社ならびにその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役ならびに使用人等からその構築ならびに運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視ならびに検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告ならびにその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）ならびにその附属明細書および連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告ならびにその附属明細書は、法令ならびに定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行については、元取締役等による在職中の不正行為の疑いが判明しており、第三者委員会を設置して調査を実施したうえ、同委員会から原因究明・再発防止策の提言等を受けております。社外監査役は、取締役等責任調査委員会の調査結果を踏まえ、元取締役等に対し損害賠償請求訴訟を提起して損害の回復に努めるとともに、監査役会は、再発防止に向けた当社の取組みについて引き続き監視および検証を進めている状況にあります。  
上記を除いては、取締役の執行に関する不正行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
なお、事業報告に記載のとおり、当社は元取締役等による在職中の不正行為に関する投資用不動産融資の不祥事等により行政処分を受けましたが、当社はコンプライアンスの徹底とお客さま本位の業務運営を実現して、健全な企業文化、企業風土を醸成するため、法令等遵守態勢、業務運営態勢の抜本的な見直しに取り組んでおります。  
監査役会は、全社をあげて再発防止や信頼回復に努めていることを確認しております。監査役会としては、再発防止策の実施状況および内部統制システムの強化・お客さま本位の業務運営の実現に向けた施策の実施状況を、引き続き監視および検証してまいります。

- (2) 計算書類ならびにその附属明細書の監査結果  
 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法ならびに結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法ならびに結果は相当であると認めます。

2019年6月1日

スルガ銀行株式会社 監査役会

常勤監査役	土	屋	隆	司	㊟
常勤監査役	灰	原	俊	幸	㊟
社外監査役	島	田	精	一	㊟
社外監査役	野	下	え	み	㊟
社外監査役	行	方	洋	一	㊟

以上





# 定時株主総会 会場ご案内

会場：静岡県沼津市大手町1丁目1番4号  
プラサヴェルデ 1階  
コンベンションホールA

最寄り駅のご案内

JR沼津駅北口より徒歩約3分

新幹線は三島駅にて東海道本線に乗換え、沼津駅下車でございます。



## ご注意

- 駐車場のスペースに限りがありますので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- 施設への入館は、午前8時30分からとなります。